

# とうみ<sup>エコ</sup>環境プラン

## 【東御市環境基本計画(後期計画)】

「水と緑と人の和」をはぐくみ、未来へ伝える さわやかとうみ



平成 23 年 3 月

東 御 市

## ごあいさつ

東御市は、美しい山々と千曲川や鹿曲川の清流が織りなす豊かな自然環境のなかにあります。この先人が残してくれた豊かな自然環境を、子や孫の世代に引き継いでいくのは、現在を生きている私たちの責務です。



この「環境基本計画」は、近年問題となっている大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造による地球温暖化をはじめとした様々な地球規模の環境問題が発生している中で、身の周りの環境を総合的に捉え、市民・事業者・行政などが参加し、計画的に問題解決をしていくため、平成18年3月に策定され、将来の東御市の「環境の道しるべ」として計画・実行されてきました。

特に、東御市では、平成22年3月に地球温暖化対策として、温室効果ガス削減の観点から、その現状と、具体的な削減目標及び取り組みの基本的な方向を「東御市地球温暖化対策地域推進計画」としてまとめ、市民・事業者の皆さんと行政が連携し、先進的な取り組みや活動にチャレンジを始めたところです。

今回、「環境基本計画」についても、10カ年計画の中間年を向え、環境指標及び環境施策について見直しを行い、「後期計画」を策定しました。

今後も、東御市の「環境の道しるべ」として、市民の皆さんだけでなく、学校や事業所などで有効に活用されるとともに、計画されたことが実行できますよう、市民や事業者の皆さんの積極的な参加とご協力をお願いいたします。

このたび、東日本大震災が発生しました。被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。特に原子力発電所の壊滅的被害によるエネルギー問題が深刻的な局面を向えておりますが、人と地球との関係の中で、安全・安心・安定的なエネルギー施策をみんなで模索する必要があると考えます。

最後に、本計画の見直しにあたり、ご尽力を賜りました東御市環境審議会並びに東御市環境市民会議の委員の皆様をはじめ、ご意見をいただきました市民や事業者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

東御市長

花岡利夫

## ～ 目 次 ～

I	東御市環境基本計画のあらまし	
1.	計画策定の背景と趣旨	… 1
2.	計画の位置付け	… 1
3.	計画の対象	… 2
4.	計画の期間	… 2
5.	計画の構成	… 3
II	東御市の環境の現状と課題	
1.	自然環境	… 5
2.	生活環境	… 6
3.	都市環境	… 6
4.	地球環境対策	… 7
5.	環境教育	… 8
III	望ましい環境像と基本目標	
1.	関連する計画の基本理念	… 9
2.	望ましい環境像	… 10
3.	基本目標	… 11
IV	基本目標と基本施策の体系	
1.	基本目標と基本施策体系図	… 16
V	基本施策の展開	
1.	基本目標① 豊かな自然と農業を守り、水と緑を大切にす るまちをつくります	… 18
2.	基本目標② 生活環境が守られ、安全で健康に すごせるまちをつくります	… 22
3.	基本目標③ 安らぎの文化と景観に親しみ、潤 いのあるまちをつくります	… 27
4.	基本目標④ 地球環境に配慮し、資源を大切 にするまちをつくります	… 30
5.	基本目標⑤ ひとをはぐくみ、積極的に環 境活動に参加できるまちをつくり ます	… 33
VI	地区ごとの環境の現状と課題	
1.	田中地区	… 36
2.	滋野地区	… 37
3.	祢津地区	… 38
4.	和地区	… 39
5.	北御牧地区	… 40
VII	計画の進行管理	
1.	計画の推進体制と役割	… 41
2.	進行管理のしくみ	… 42
VIII	市民・事業者の環境配慮指針	
1.	市民・事業者の環境配慮指針	… 44
2.	日常活動での環境配慮行動	… 44
3.	事業活動で心がける環境配慮行動	… 47

# I 東御市環境基本計画のあらまし

## 1. 計画策定の背景と趣旨

21世紀を迎えて、私たちの生活はあらゆるものへのアクセスが可能になり、より便利で快適な社会へと発展を遂げてきた反面、人類の社会経済活動が及ぼす地球環境への負荷が大きくなり、様々な問題が露呈してきました。地球温暖化などに代表される地球規模の環境問題は、個別の規制や各国、各地域の取組みだけでは解決は困難であり、地球上のあらゆる生命を脅かす恐れのあるものとなっています。

このような地球規模の環境問題に世界全体で取り組む大きな契機となったのが、平成4年(1992年)にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議(地球サミット)」です。温室効果ガスの安定化を目的とした「気候変動枠組条約」と、生態系や種の保全を目的とした「生物多様性条約」が採択され、持続可能な開発(環境と開発の共存)に向けた地球規模での公平なパートナーシップを築くことが宣言されました。

我が国では、平成5年に「環境基本法」を制定、翌6年には環境政策を総合的に推進する「環境基本計画」を策定しました。現在はその第3次計画期間にあり、「持続可能な社会の構築」、「環境・経済・社会的側面の統合的な向上」、「国、地方公共団体、国民の新たな役割と参加・協働の推進」などが政策の重点として位置付けられています。

環境基本法第7条では、環境の保全に関する施策の策定と実施を地方公共団体の責務として定めており、長野県でも、平成9年に「長野県環境基本計画」を策定しています。

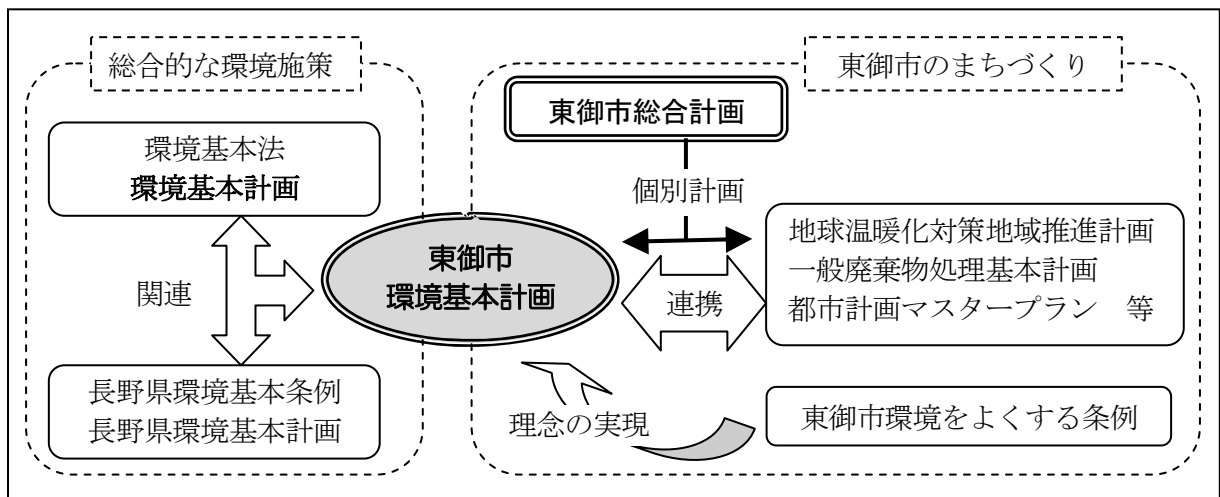
このような情勢の下、東御市では平成16年に「東御市環境をよくする条例」を制定し、公害や無秩序な開発を規制していますが、条例の基本理念実現に向けて、地域の環境保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成18年3月に「東御市環境基本計画」(以下、「本計画」といいます。)を策定したところです。今般、計画の前期5カ年が経過するにあたり、施策の推進状況及び社会情勢の変化等を踏まえた見直しを行い、後期5カ年の計画としました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「東御市環境をよくする条例」の理念の実現に向けて、環境の保全と創造に資する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

これは、第1次東御市総合計画(計画期間:平成16年度から25年度)の5つの施策大綱に示された市の将来像を環境の面から実現しようとするものであり、それらに関する施策を推進するとともに、市の環境行政上の最上位計画と位置付けます。また、国や県の環境基本計画などとの関連性にも配慮します。

～計画の位置づけ～



### 3. 計画の対象

#### 3-1 環境の対象範囲

本計画における環境の対象範囲は、本市の環境特性を考慮し、自然環境や生活環境などだけでなく、環境教育や地域開発での環境配慮など、あらゆる領域での環境とのかかわりあいをもつものとして、以下のように定めます。

##### ～対象とする環境の範囲～

1. 自然環境	緑（森林）、水、動植物、農業 など
2. 生活環境	生活公害（騒音、悪臭、水質汚濁など）、上・下水道、生活苦情（ごみの不法投棄、野焼き、雑草、ふん害など）、道路・交通、防犯・防災 など
3. 都市環境	公園・緑地、景観、環境美化、歴史・文化 など
4. 地球環境	廃棄物・リサイクル、資源・エネルギー、地球温暖化 など
5. 環境教育	環境活動（ボランティア）、環境教育、環境情報、普及啓発 など

#### 3-2 推進主体

本計画の施策の実施及び目標の達成には、市民、事業者、行政の三者協働での推進が不可欠です。各推進主体の役割を以下に示します。

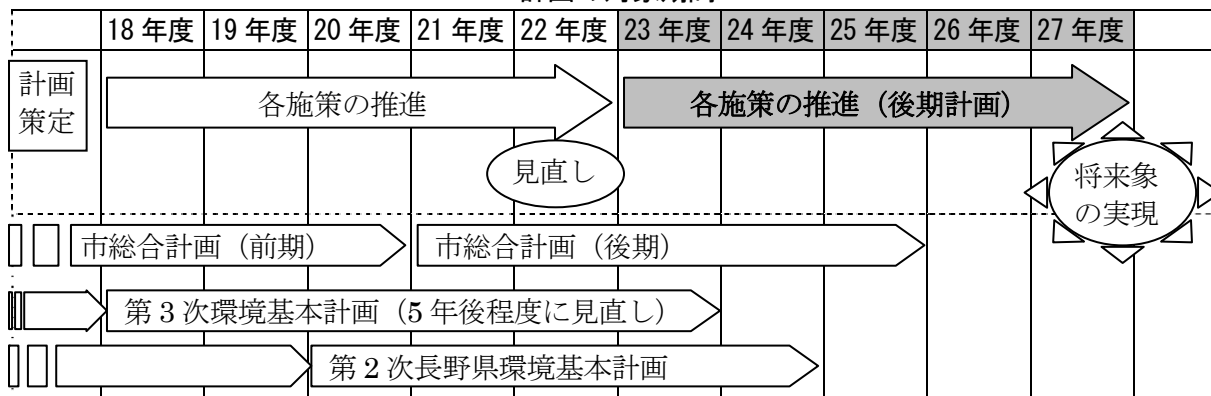
##### ～推進主体の役割～

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画の環境配慮指針に基づき、日常生活で環境への負荷の低減、環境保全に努める。</li> <li>・地域活動に積極的に参加する。</li> <li>・市の施策に協力する。</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画の環境配慮指針に基づき、事業活動において環境への負荷の低減、環境保全に努める。</li> <li>・地域活動に積極的に参加する。</li> <li>・市の施策に協力する。</li> </ul>
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球環境対策と身近な自然、生活環境を守るため、総合的な施策を策定し、実施、改善する。</li> <li>・環境マネジメントシステムなどに基づき、市の事務事業において環境への負荷の低減、環境保全に努める。</li> </ul>

### 4. 計画の期間

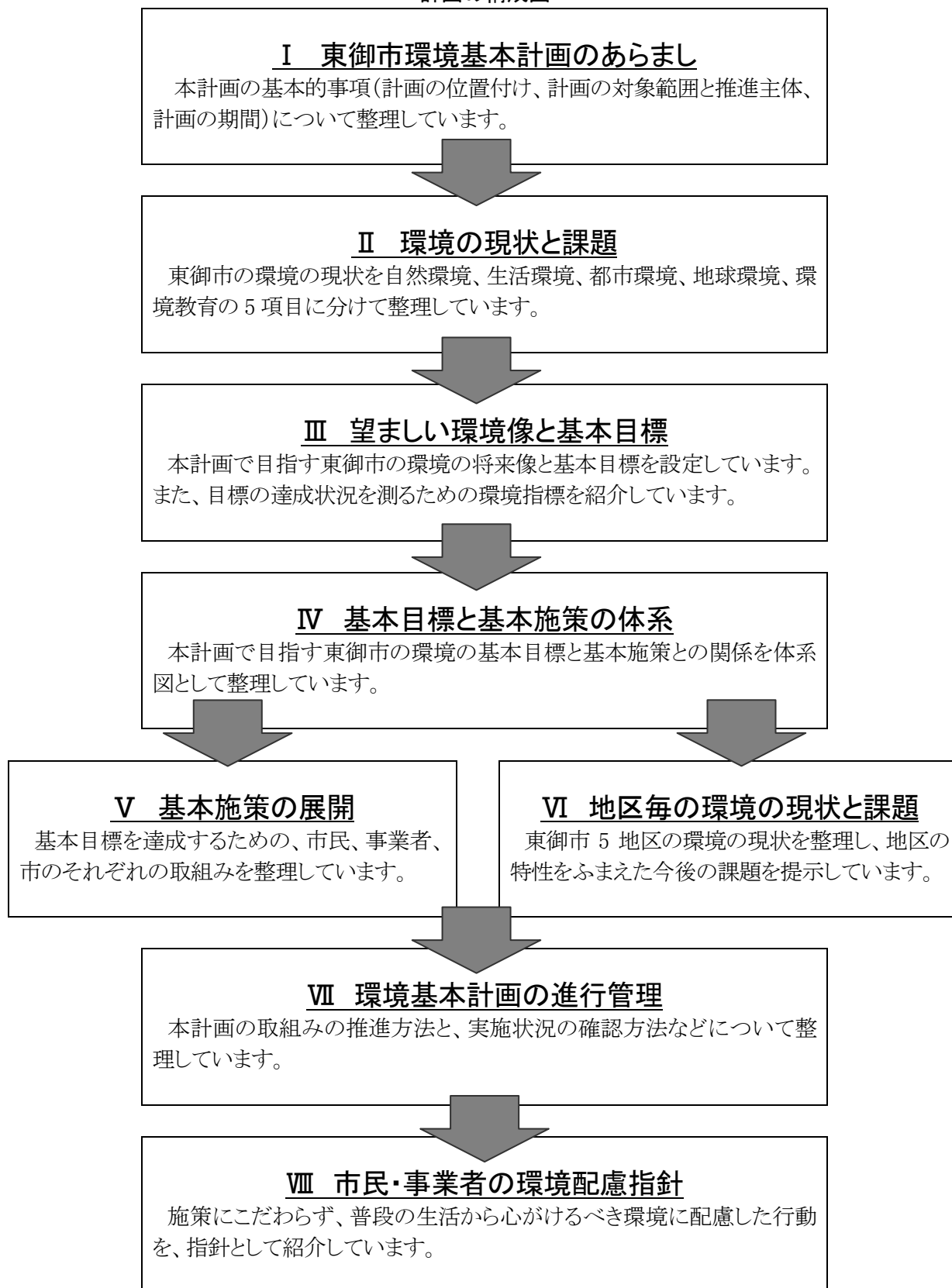
本計画の期間は平成18年度から平成27年度までの10カ年としており、見直し後の後期計画は、平成23年度から平成27年度までの5カ年とします。但し、社会経済状況の変化、本市総合計画及び国・県などの関連計画の変更等により、必要に応じて見直しを行います。

##### ～計画の対象期間～



## 5. 計画の構成

～計画の構成図～



## II 東御市の環境の現状と課題

東御市は、北は上信越高原国立公園の浅間連山、南は立科、八ヶ岳連峰の雄大な山々に囲まれ、千曲川が市のほぼ中央部を東西に横断する、自然に恵まれた地勢です。

東御市位置図



## 1. 自然環境

### 1-1 緑

東御市は、土地の約5割を山林が、約3割を田畑が占める緑の多い地形となっていますが、その面積は年々減少傾向にあり、宅地が増加している状況です。

市民からも、山、川などが多く、緑豊かなまちとしての市のイメージが定着している一方、森林や農地の荒廃が懸念されおり、森林の保護や里山の保全とともに、農地の保全が必要とされています。

課題	森林の保護・育成を図るための計画的な間伐や植樹 林業の担い手の育成 地域での里山を守る取組みの推進 など
----	--

### 1-2 水

東御市には、千曲川や鹿曲川など15の一級河川と12の準用河川が流れています。水質は年々改善傾向にありますが、未だ下水道などへ接続がされていない家庭雑排水などの影響もあり、笠石川下流、西沢川下流、鹿曲川合流前における諸沢川の水質改善が今後の課題となっています。

また、深井戸・湧水の水質は、ともに基準値を下回っており、今後も汚染を防ぎ、きれいな水質の維持が必要です。

課題	千曲川や鹿曲川をはじめとする河川の保全と水質改善（自然豊かな河川づくり） きれいな井戸水・湧水の維持 など
----	--

### 1-3 生物

東御市は、湯の丸高原などの高山植物に恵まれているだけでなく、表日本型気候と裏日本型気候の移行帯にあたるため、双方の植生をもち、多種多様な生態系を持つ貴重な地域となっています。

湯の丸高原つつじ平のレンゲツツジ大群落は国の天然記念物に指定されており、11種の植物（キンモウワラビ、ミスズラン、エンビセンノウ、ヨコグラノキ、ヌマガヤツリ、ヒメウラジロ、イワオモダカ、ノカラマツ、タチゲヒカゲミズ、ミヤマニンジン、カントウヨメナ）が絶滅危惧種として県に指定されています。

動物では、国の特別天然記念物のニホンカモシカがみられる他、国の天然記念物のヤマネ、国蝶のオオムラサキなどが生息しています。また、絶滅危惧種のオオルリシジミなどの保護も必要不可欠となっています。

課題	希少動植物の生息・育成環境の保全と保護 有害帰化動植物駆除対策 など
----	---------------------------------------

### 1-4 農業

東御市では、第一次産業の就業人口が年々減少し、第三次産業の就業人口の増加傾向がみられますが、農業では総農家数、専業農家数ともに県内の水準を上回っています。

一方、農業従事者の高齢化や兼業農家の減少にともなって、遊休荒廃農地が増加しています。農業は、市の自然環境の保全や循環型社会づくりの基盤となるなど多面的な機能をもつため、農業の活性化は本市の環境にとって必要不可欠な要素となっています。

課題	環境にやさしい持続可能な農業の推進 遊休荒廃農地対策の推進 体験型農業の推進 など
----	---



## 2. 生活環境

### 2-1 生活公害・苦情等

東御市では、市民から野焼きやごみの不法投棄、悪臭、騒音、水質汚濁などの苦情が多く寄せられています。最近では、空き地や荒廃農地に茂っているオオブタクサやアメリカシロヒトリなどの有害帰化動植物に対する苦情やペットのふんへの苦情など、生活環境に依拠する苦情が増加傾向にあり、対策の強化が必要とされています。

ごみの不法投棄には、市や環境保全監視員が実施しているパトロールでの監視、清掃等の対応をしていますが、市民なども参加した継続的な取組みが求められています。

平成 21 年度では、不法投棄と雑草雑木に対する苦情が最も多い項目となっており、その対策として、個人のモラルと所有地の管理意識の向上が求められています。

課題	騒音・悪臭・水質汚濁などの防止 有害帰化動植物駆除対策 野焼きや雑草・ごみのポイ捨てなどの生活環境に関する個人モラルの向上 ごみの不法投棄防止のための地域パトロールの推進 など
----	---

### 2-2 交通

東御市の自動車保有台数は、平成 18 年度まで増加傾向にありましたが、以降は横ばいで推移しています。主要道路の交通量は、上信越自動車道が平成 19 年度をピークに微減していますが、国道 18 号と浅間サンラインは増加傾向にあり、この沿線の NO<sub>2</sub>（二酸化窒素）濃度は、環境基準よりは低いものの、他の路線沿線と比べると高い値を示しています。渋滞の解消を含めたより効果的な幹線道路の整備が求められています。

市を横断しているしなの鉄道の利用者は、年々減少傾向にあります。利用しやすい環境整備を行うなどの利用促進を図ることでマイカーなど車の利用をできるだけ抑制し、二酸化炭素の排出量削減を促進することが必要です。

課題	道路整備計画による幹線道路の効果的な整備 しなの鉄道の利用促進 など
----	---------------------------------------

### 2-3 防犯・防災

東御市では、最近の国内外の災害や凶悪犯罪の増加から、市民の防犯・防災対策への関心が強いことが伺えます。自然災害やまちなかでの事件・事故を未然に防ぐための防犯・防災対策の整備・推進が必要と考えられます。また、青少年の健全育成に向けた有害環境の浄化を推進することも求められています。

課題	防犯・防災対策の強化 青少年を取り巻く環境浄化の推進 など
----	----------------------------------

## 3. 都市環境

### 3-1 景観

東御市は、旧石器時代から積み重ねられた歴史と海野宿をはじめとした生活に密着した江戸時代文化の面影が深く残されています。また、市全体の土地利用で約 3 割を占めている田畑により、穏やかな農村風景が随所に残されていますが、宅地等への転用による農地の減少がみられる現状となっています。これら既存の歴史的景観及び農村景観と市街地のまちなみとの調和をとりつつ、緑豊かな都市景観づくりが求められています。

課題	歴史文化財や田園空間と調和のとれた都市景観の整備 美しい景観づくりの推進 計画的な土地利用の推進 など
----	---

### 3-2 歴史・文化

東御市には、現在、国・県・市の指定文化財が合計 71 件あります（平成 21 年 12 月現在）。史跡や文化的建造物などが今でも大切に保存されている他、東町歌舞伎や金井の火まつりなどの地域の伝統芸能や伝統文化も継承されています。今後も、歴史・文化的資源を守るとともに地域の伝統文化を後世に伝えることが必要です。

課題	文化財の保存と活用 地域の伝統文化の継承 など
----	----------------------------

## 4. 地球環境対策

### 4-1 廃棄物

ごみの排出量は、東部区域、北御牧区域ともに微減傾向にあり、一人あたりのごみの量は、県平均より大幅に下回っています。これらは、プラスチック類のリサイクル化が大きな要因ですが、生ごみについても、コンポストや処理機の使用による堆肥化、減量化など、市民の間で取り組みが進められています。

今後も、さらなるごみの減量化に努め、資源のリサイクルを推進することにより「循環型社会」を形成していくことが重要な課題となっています。

課題	ごみの 3R 運動の啓発・実践活動 ※3R＝リデュース－発生抑制、リユース－再利用、リサイクル－再生利用 資源化できるごみの分別の徹底 生ごみの減量化・堆肥化 など
----	---

### 4-2 未利用資源・エネルギー

東御市は、冬期の気候が厳しい寒冷地のため、全国平均より 3 割程度家庭でのエネルギー消費量が多くなっています。四季を通じて日照時間が長い気候を活かし、太陽エネルギーなどの新エネルギーを効果的に利用することが可能です。市では、平成 11 年度に新エネルギービジョンを策定しており、太陽光発電や太陽熱利用の普及支援を促しています。

また、年間を通じて降水量が少なく、全国でもまれな賓雨地帯のため、常に水不足が懸念されています。雨水などの有効利用を推進し、持続的な水資源の活用が課題としてあげられます。

課題	太陽エネルギーをはじめとした新エネルギーの活用推進 雨水の有効利用の推進 その他未利用資源の可能性検討、利用促進 など
----	---

### 4-3 地球温暖化対策

東御市では、「東御市地球温暖化対策地域推進計画」を平成 22 年 3 月に策定し、地域レベルでの温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを推進します。

市役所ではこれに先行して「東御市役所地球温暖化防止実行計画」を策定し、市役所の業務に関する地球温暖化の防止に取り組んでいます。平成 21 年度の二酸化炭素の排出量は 1,076.7t-CO<sub>2</sub>で、平成 18 年度対比で 3.8%増となっており、取組強化を図る必要があります。

市内では、ISO14001 の認証を取得している或いは関心のある事業所が増えており、それらの事業所が参加した「東御市環境 ISO ネットワーク」による事業所間の協調した取り組みも始まっています。今後は、市民・事業者・行政が連携して、地球温暖化対策を推進していくことが求められています。

課題	省エネルギー活動の推進 地球温暖化防止を推進する市民・事業者・行政のパートナーシップづくり 地域での地球温暖化対策の実践 など
----	---

## 5. 環境教育

### 5-1 環境教育

東御市の小中学校や高等学校では、地域の環境に関する学習だけでなく、児童・生徒会活動の一環として、地域の道路清掃や校内の緑化活動を行っています。

また、市内の農家の指導により、生ごみ（残飯）を堆肥化し、それを利用した野菜作りをすることで、循環型社会の体験学習を実施している学校もあります。

東御市の事業所では、社員の環境配慮行動に対する意識の向上が課題となっており、事業所を対象にした環境活動に関する普及啓発の場が求められています。

児童・生徒を対象とした環境教育だけではなく、大人を主体とした市民レベルの環境教育が求められています。

課題	環境教育の推進 生涯学習における環境に関する意識啓発の推進 環境に関する情報や学習機会の提供 など
----	---

### 5-2 環境活動

東御市では、市民が主体となって身近な河川や道路の清掃、希少動植物保護などに地域全体で取り組んでおり、花いっぱい運動や緑のサポーター活動など、ボランティアによる緑化の推進も広がっています。また、ごみの分野においても、ごみ減量アドバイザーなどのボランティアがごみの減量化の普及推進活動を行っています。

一方、市内の事業所においては、地域の環境保全のため、事業所周辺（道路など）の清掃活動や緑化活動を行っており、地域の美化活動や環境保全活動にも参加・協力する事業所が増えています。

これら既存の自主的な活動を活性化するとともに、各主体間や団体間の連携と協力を強化する基盤として、情報交換や交流の場を築いていく必要性が考えられます。

また、上信越高原国立公園や蓼科、八ヶ岳連峰などの恵まれた自然環境や豊かな農村環境などを、市民だけでなく、訪れた観光客に体感してもらうことにより、たくさんの人に環境問題への意識啓発をはかることが可能です。

課題	環境活動の支援 環境活動を推進する市民・事業者・行政のパートナーシップづくり 環境活動のリーダーとなる地域の人材育成 自然体験、グリーンツーリズムの推進 など
----	--

### Ⅲ 望ましい環境像と基本目標

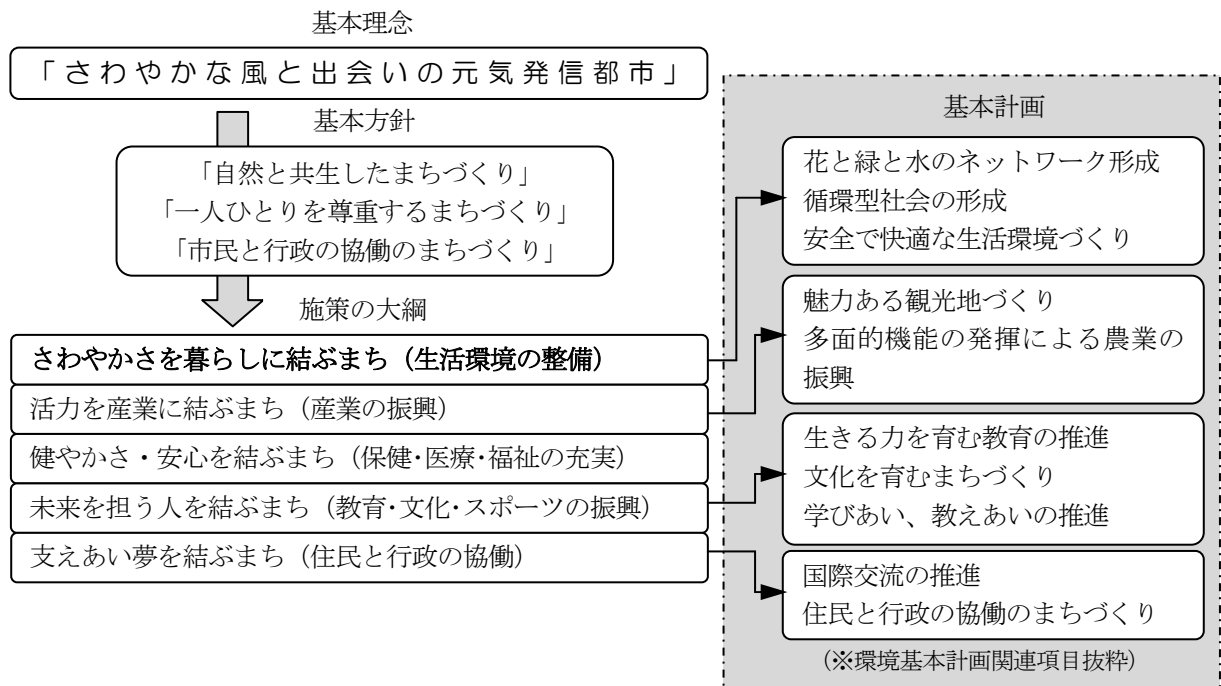
#### 1. 関連する計画の基本理念

##### 1-1 東御市総合計画

東御市総合計画は、「さわやかな風と出会いの元気発信都市」の基本理念の実現のために、「自然との共生」、「市民一人ひとりの尊重」、「市民と行政の協働」の3つの基本方針を掲げてまちづくりを進めています。

この基本理念は、四季を通じて日照時間が長く、降水量が少ない準高原的な内陸性気候の東御市にあって、自然の恵みを活かしつつ、バランスのとれた産業振興を図るとともに、生涯学習や保健・医療・福祉の充実を一層推し進め、新しい地域像や価値観を創造し、発信する都市を目指すことを意図しています。

東御市の将来像は、5つの施策大綱に展開され、具現化されています。このうち、地域環境の保全などに関わる施策は、「さわやかさを暮らしに結ぶまち（生活環境の整備）」として示され、美しい自然環境を保全し、循環型社会の形成による環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、道路網や住宅、公園などの整備、治山治水、防災及び防犯、交通安全対策など、安全で快適に暮らせる地域づくりを推進することとしています。



##### 1-2 東御市環境をよくする条例

東御市環境をよくする条例では、地域の環境保全（市民が健康で快適な生活を営むことができるよう生活環境及び自然環境を保全し、又は保護すること）及び地球環境の保全向上を、市民・事業者・行政の三者が適切な役割分担のもとに推進し、将来にわたって維持されることを基本理念としています。

## 2. 望ましい環境像

東御市の環境の現状と課題及び東御市総合計画と東御市環境をよくする条例をふまえて、東御市の望ましい環境像を以下のように掲げます

### 東御市の目指すべき将来の環境像

#### 「水と緑と人の和」をはぐくみ、未来へ伝える さわやかとうみ

多くの河川と山林・田畑など緑豊かな東御市の自然環境を守り、市民が健康で快適な生活を営むためには、自然と人が共生し、地球環境を悪化させることのない持続可能な社会をつくることが大切です。

人類は、地域に与えられた自然の恵みを基盤として地域社会・地域文化・地域経済を形成してきました。持続可能な社会をつくるためには、地域の自然を理解し、与えられた自然の恵みを無駄に絶やすことなく、自然と人が共存できる社会の構築が求められています。

また、自然と人との共生においては、市に在住する人、市で働いている人、市を訪れる人、すべての人々が日々の生活の中で環境の大切さを理解し、行動していくことが不可欠です。地域の環境に対する理解を深めていくためには、地域の人々が協働で環境保全の活動を行い、その地域での活動をとおして、個人個人の生活や、市外から訪れる人にも意識を波及することが重要です。

本計画では、自然と人の共生、人と人のネットワークを「水と緑と人の和」としてとらえ、これらを通して一人ひとりが環境に対して高い意識を持ち、地域だけでなく、地域外へも普及啓発し、それを次世代へと引き継ぐことができるようなまちを将来の環境像として目指します。

### 3. 基本目標

東御市の目指すべき将来の環境像を達成するため、以下の5つの基本目標のもと、市の環境施策を進めていきます。

#### ①自然環境：豊かな自然と農業を守り、水と緑を大切にすまちをつくります

「水と緑と人」の融合を目指すためには、自然と人の共生が必要不可欠です。東御市が誇る豊かな森林文化や千曲川の清流、田園風景、その自然の中に築かれた生態系を将来の世代に引き継ぐために、自然環境を守り、持続的に維持していくことを目指します。

基本施策	1-1	里山・森林の保全と活用
	1-2	水域の環境保全
	1-3	生態系の保全
	1-4	環境に配慮した農業の推進

環境指標		(単位)	計画 当初値 (H16)	中間年 目標値 (H22)	実績値 (現状値) (H21)	進捗 状況	後期計画 目標値 (H27)
間伐面積(上小管内第6期 間伐総合計画より)		ha/年	41	45	44	◎	48
河川の水 質状況	BOD 平均値	mg/l	1.27	1.27 以下	0.94	◎	1.21 以下
	環境基準 超過地点	BOD カ所	—	—	1	—	0
		SS カ所	—	—	0	—	0
湯の丸自然学習センター自 然体験学習の受入数		人/年	5,726	5,000	10,138	◎	8,867
環境にやさしい農産物表示 認証制度及び長野県原産地 呼称管理制度に適応した作 物の作付面積		ha	127.4	160.4	156.2	◎	187.7
農地の利用権設定面積		ha	—	—	259	—	271

(備考) 進捗状況は、中間年目標に対する H21 実績の達成状況 (◎80%超 ○60~80% △60%未満)

#### 【参考】

河川の水 質状況	水域類型	河川 AA 類型	河川 A 類型
	BOD (生物化学的酸素要求量)	1mg/l 以下	2mg/l 以下
	SS (浮遊物質)	25mg/l 以下	25mg/l 以下

水域類型の指定状況：鹿曲川…河川 AA 類型、千曲川…河川 A 類型

## ②生活環境：生活環境が守られ、安全で健康にすごせるまちをつくります

「人の和」をつくるためには、人と人との交流を促すような、住みよい地域であることが大切です。また、持続的で住みよい地域づくりのためにも、普段の生活から発生する環境負荷を低減することも必要不可欠です。人と人とのネットワークを育むことができるよう、市民が安心して、健康にすごせるまちを目指します。

基本施策	2-1 生活公害対策の推進 2-2 市民のマナー・モラルの向上 2-3 公共交通システムの充実化 2-4 防犯・防災対策の推進
------	--

環境指標		(単位)	計画当初値 (H16)	中間年目標値 (H22)	実績値 (現状値) (H21)	進捗状況	後期計画目標値 (H27)
道路沿線のNO <sub>2</sub> 濃度	平均値	ppm	0.019	0.019 以下	0.018	◎	0.019 以下
	0.04ppm 超過地点	ヵ所	—	—	0	—	0
河川の水質状況 BOD 平均値 (再掲)		mg/l	1.27	1.27 以下	0.94	◎	1.21
生活排水処理率 (一般廃棄物処理基本計画より)	東部地区	%	86.7	91.6	90.94	◎	93.97
	北御牧地区	%	64.3	78.1	77.77	◎	82.51
野焼き苦情件数		件/年	42	27	47	△	15
ごみ不法投棄発見 (苦情) 件数		件/年	32	20	62	△	20
雑草苦情件数		件/年	30	20	62	△	20
まちをきれいにする月間の市民参加延べ人数		人	—	—	5,836 (H22)	—	6,400
(備考) 進捗状況は、中間年目標に対する H21 実績の達成状況 (◎80%超 ○60~80% △60%未満)							

### 【参考】

大気環境基準

NO<sub>2</sub> (二酸化窒素)

0.04~0.06ppm の範囲内またはそれ以下  
(1 時間値の 1 日平均)

### ③都市環境：安らぎの文化と景観に親しみ、潤いのあるまちをつくります

自然と人の共生が必要とされるのは、里山・森林などにとどまらず、まちの中でも同様です。自然と調和のとれた都市景観をつくることで、人と緑との接点を増やし、心にゆとりができるような潤いのあるまちを目指します。

基本施策	3-1 緑化の推進
	3-2 景観保全
	3-3 計画的な土地利用の推進
	3-4 歴史・文化的資源の保全

環境指標（※）	（単位）	計画当初値（H16）	中間年目標値（H22）	実績値（現状値）（H21）	進捗状況	後期計画目標値（H27）
	緑地面積（都市計画区域内） （「みどりの基本計画」より）	ha	1,851.9	1,851.9	5,243.0	—
都市公園など面積（都市計画区域内） （「みどりの基本計画」より）	m <sup>2</sup>	372,615	375,770	483,000	—	現状維持
（備考）進捗状況は、中間年目標に対する H21 実績の達成状況（◎80%超 ○60～80% △60%未満）						

（※補足）

- ①計画当初値及び中間年目標値は、本計画策定当時の都市計画区域のみを対象とした旧東部町「みどりの基本計画」に基づくものであり、この計画は、H20.9都市計画区域の変更（北御牧地域の編入）に伴い、現在は無効となっている。
- ②実績値は変更後の都市計画区域に係るものであり、中間年目標値と単純比較できないため、進捗状況は「—」とした。
- ③後期計画目標値は、新しい「みどりの基本計画」策定までの暫定目標とする。



#### ④地球環境：地球環境に配慮し、資源を大切にすまちをつくります

持続可能な社会を構築するためには、生産から流通、消費、廃棄までに及ぶ物質の効率的な利用やリサイクルを進めて、「循環型社会」を形成することが必要不可欠です。また、あらゆる主体が地球温暖化防止など地球環境問題へ取組むことで、一人ひとりが環境に配慮した行動ができる持続可能なまちを目指します。

基本施策	4-1 循環型社会の形成
	4-2 新エネルギー及び循環資源の有効利用
	4-3 地球温暖化対策の推進

環境指標		(単位)	計画当初値 (H16)	中間年 目標値 (H22)	実績値 (現状値) (H21)	達成 状況	後期計画 目標値 (H27)
1人1日あたりのごみの総排出量 (一般廃棄物処理基本計画より)	東部地区	g/人日	729	661.33	668.88	◎	623.45
	北御牧地区	g/人日	491	481.05	482.33	◎	435.52
家庭用生ごみ処理機購入補助金交付件数		件 (累計)	2,273 (H5～)	2,561	2,760	◎	3,060 (H5～累計)
住宅用太陽光発電システムの導入	設置補助金交付件数	件 (累計)	139 (H12～)	260	319	◎	1,391 (H12～累計)
	発電能力	Kw (累計)	545.2 (H12～)	1,000	1,266.38	◎	4,870 (H12～累計)
雨水貯留槽設置補助金交付件数		件 (累計)	60 (H14～)	132	121	◎	207 (H14～累計)
ISO14001、ISO 9001の認証取得事業所への補助金交付件数		件 (累計)	13 (H13～)	28	28	◎	31 (H13～累計)
(備考) 進捗状況は、中間年目標に対する H21 実績の達成状況 (◎80%超 ○60～80% △60%未満)							

**⑤環境教育：ひとをはぐくみ、積極的に環境活動に参加できるまちをつくります**

自然と人との共生をすすめるためには、人々が環境に対する理解を深めることが重要です。個人の意識啓発をはかるだけでなく、人と人のネットワークを育てることで、地域全体で積極的に環境活動に取り組めるまちを目指します。

基本施策	5-1 環境教育の推進
	5-2 地域協働による環境活動（ボランティア）の推進
	5-3 外国人に対する情報提供
	5-4 都市農村交流による環境学習の普及啓発

環境指標	(単位)	計画当初値 (H16)	中間年 目標値 (H22)	実績値 (現状値) (H21)	達成 状況	後期計画 目標値 (H27)
	環境教育講座の受講者数	人 (累計)	0 (H19～実施)	80	166	◎
ISO14001、ISO 9001 の認証 取得事業所への補助金交付 件数（再掲）	件 (累計)	13 (H13～)	28	28	◎	31 (H13～累計)
ごみ減量アドバイザーなど 環境活動推進員の育成数	人 (累計)	32 (H15～)	68	57	◎	100 (H15～累計)
湯の丸自然学習センター自 然体験学習の受入数 (再掲)	人/年	5,726	5,000	10,138	◎	8,867
うち県外学生受入数	人/年	1,168	1,500	1,581	◎	1,500
(備考) 進捗状況は、中間年目標に対する H21 実績の達成状況 (◎80%超 ○60～80% △60%未満)						

## IV 基本目標と基本施策の体系

### 1. 基本目標と基本施策体系図

東御市の目指すべき将来の環境像

**「水と緑と人の和」をはぐくみ、**



## 未来へ伝える さわやかとうみ

### 取組み方針

⇒	(1) 健全な里山づくりと林業の振興 (2) 森を守る担い手づくり (3) 地域で森を守る
⇒	(1) 持続可能な河川・水路の整備 (2) 親しみのもてる水辺づくり (3) 地域で美しい水を守る
⇒	(1) 身近な動植物の保全 (2) 身近な動植物から自然を学ぶ
⇒	(1) 持続可能な農業の推進 (2) 安全で環境にやさしい農業の推進 (3) 農村環境を守る担い手づくり (4) 地域で農業に親しむ
⇒	(1) 生活公害の防止 (2) 良質な水道水の維持
⇒	(1) マナー・モラルのルールをつくる (2) 地域ぐるみでのマナー・モラルの向上
⇒	(1) 交通渋滞の緩和 (2) 公共交通の利用促進
⇒	(1) 自然災害の未然の防止 (2) 災害発生時の対応システムの整備 (3) 地域の安全を守る
⇒	(1) 身近な憩いの場の確保 (2) 地域で緑を守り育む
⇒	(1) 美しい景観づくりのためのルールの整備 (2) 自然の恵みを生かした景観づくり (3) 地域で美しい風景を守る
⇒	(1) 計画的な土地利用の推進
⇒	(1) 歴史・文化資源を守る (2) 地域の伝統文化を後世に伝える
⇒	(1) ごみの適正処理とリサイクル施設の整備 (2) 3R運動の推進
⇒	(1) 新エネルギーの利用 (2) 資源の有効利用
⇒	(1) 省エネルギー活動の推進 (2) 地域での地球温暖化の防止
⇒	(1) 学校で環境を学ぶ (2) 地域で環境を学ぶ
⇒	(1) 市民・事業者・行政のパートナーシップづくり (2) 環境活動リーダーとなる人材の育成 (3) 市民・事業者の環境に配慮した地域活動への支援
⇒	(1) 外国人への情報発信
⇒	(1) 体験型観光の推進 (2) グリーンツーリズムの推進

## V 基本施策の展開

### 1. 基本目標① 豊かな自然と農業を守り、水と緑を大切にすまちをつくります

基本施策	1-1 里山・森林の保全と活用			
施策の方向	森林は、自然環境や生態系の保全だけでなく、水源かん養や国土保全など公益的機能を有しています。これら森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、森林の適切な維持管理を推進するとともに、豊かな里山や森林を市民の環境への意識啓発の場として活用します。			
取組み方針と市の取組み (★：事業年度までに着手 ○：継続)	担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの 主な取組み	後期計画目標 (H27)
<b>(1) 健全な里山づくりと林業の振興</b>				
森林整備計画の推進による森林の多面的機能の維持増進	農林	○	間伐、除伐等実施	○
適正な間伐や植樹、松食い虫防除対策の推進	農林	○	樹種転換等実施	○
森林施業合理化のための必要機械の導入促進	農林	○	機械導入補助	○
作業路網など森林整備に必要な施設の整備	農林	○	林道修繕、開設	○
県や森林組合など里山・林業に関わる各種組織との連携推進	農林	○	会議、研修会開催	○
<b>(2) 森を守る担い手づくり</b>				
林業後継者の育成	農林	○	研修会開催	○
林業事業者の体質強化	農林	○	森林組合助成	○
所有山林に対する管理意識の啓発	農林	★	研修会開催	○
<b>(3) 地域で森を守る</b>				
里山保全・美化を行う地域的な取組みへの支援の検討	農林	★	地域団体との協議、設立支援	○
公有林での里山手入れ体験など自然体験の実施	農林	★	下草刈実施	○
ボランティアなどによる枝打ち・下草刈り作業などや、森林・林業体験プログラムなどによる住民参加による森林整備の推進	農林	○	地域団体等による森林整備活動	○
<b>市民・事業者の取組み</b>				
市民	住民ボランティアなど里山の保全・管理への参加・協力 自然体験への積極的な参加			
事業者	適正な間伐や植樹、松くい虫被害防除の実施・協力 林業従事者・林業後継者の育成 山林の自己管理意識の向上（山林所有者） 林業体験の指導			

基本施策	1-2 水域の環境保全			
施策の方向	千曲川や鹿曲川などの恵まれた清流は、水辺に住む動植物の生態を守り、市民に憩いの場を提供しています。これらを未来の世代に引き継ぐため、持続可能な水域環境を整備するとともに、市民と水辺の接点を増やし、憩いの場としての水辺の環境を守っていきます。			
取組み方針と市の取組み (★：事業年度までに着手 ○：継続)	担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの 主な取組み	後期計画目標 (H27)
<b>(1) 持続可能な河川・水路の整備</b>				
生態系に配慮した工法による河川・水路の整備	建設 農林	○	河川改修及び用水路整備時に自然石利用	○
<b>(2) 親しみのもてる水辺づくり</b>				
市民・事業者・行政協働による親水公園や蛍水路の整備	農林	○	市単事業等による蛍水路の整備	○
水の（用水）散歩道の整備の検討	農林	○	市単事業による整備	○
<b>(3) 地域で美しい水を守る</b>				
河川の清掃活動など川を守る活動への支援	建設	○	各区の活動支援	○
市民・事業者・行政協働による河川パトロールの実施	建設 市民	○	年2回パトロール実施	○
身近な川に親しむ活動の推進	生涯学習	○	育成会等で実施	○
河川・井戸水・湧水の水質検査の実施	市民	○	定点調査実施	○
河川における水生生物の生息調査の実施	市民	○	H17、H22 実施	○
水に関する情報提供の実施	市民	○	調査結果の報告、広報	○
<b>市民・事業者の取組み</b>				
市民	親水公園や蛍水路の整備への参加 河川清掃への参加 川に親しむ活動への積極的な参加			
事業者	親水公園や蛍水路の整備への参加 河川清掃への参加 農業用ビニールの散乱防止（農業従事者）			

基本施策	1-3 生態系の保全			
施策の方向	生態系は、すべての生物の生存基盤であり、私たちの生活も生態系の恵み無しには成り立ちません。健全な生態系を守るため、絶滅危惧種などの希少生物の保全・保護活動に努めるとともに、自然とのふれあいをとおして生態系の恵みを享受し、保全活動を推進します。			
取組み方針と市の取組み (★：事業年度までに着手 ○：継続)	担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの 主な取組み	後期計画目標 (H27)
<b>(1) 身近な動植物の保全</b>				
希少生物（オオルリシジミなど）の生息・育成環境の保全と保護活動の支援	総合支所 生涯学習	○	保護団体の支援 パトロール実施	○
生態系に悪影響を与えるブタクサ、アレチウリ、ニセアカシヤ、アメリカシロヒトリなど有害帰化動植物駆除対策の実施	市民 建設 農林 健康保健	○	研修会、広報等 アメシロパトロール、防除活動補助 健康相談	○
有害外来魚駆除対策の実施	農林	○	ため池の干ぼし等で改良区と連携	○
有害鳥獣の発生要因と未然防止策の研究	農林	○	駆除及び防護柵設置助成、研修会	○
生物多様性地域戦略に係る研究、検討	市民	—	—	★
<b>(2) 身近な動植物から自然を学ぶ</b>				
湯の丸自然学習センターを活用した自然観察会などの支援	商工観光	○	来訪者への案内、観察会等	○
自然学習のリーダー及びガイドなどの養成	商工観光 生涯学習	○	自然保護指導員の配置 人材バンクの募集、登録、活用	○
<b>市民・事業者の取組み</b>				
市民	オオルリシジミなど希少生物の保全、保護活動の実施 有害外来種の持ち込みや河川などへの放流はしない 湯の丸自然学習センターの積極的な利用			
事業者	オオルリシジミなど希少生物の食性や自然生態系を考慮した農林業の実施 湯の丸自然学習センターの積極的な利用			

基本施策	1-4 環境に配慮した農業の推進				
施策の方向	農業・農村は、水・土・緑などの自然や生態系を守り、自然と調和した農村景観をつくってきました。これら農地の保全をはかるために、持続可能な農業を推進するとともに環境配慮を基盤とした農業を推進していきます。				
取組み方針と市の取組み (★：事業年度までに着手 ○：継続)	担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの 主な取組み	後期計画目標 (H27)	
<b>(1) 持続可能な農業の推進</b>					
農業基本条例、農業振興計画、農業振興地域整備計画などによる持続可能な農業の推進	農林	○	農業基本条例実施計画に基づき推進	○	
農業農村支援センターによる情報提供や支援活動	農林	○	お手伝い登録による労力確保	○	
農産加工品や特産品の開発支援、優良農産物のブランド化	農林	○	食の掘起しプロジェクト実施	○	
農地の流動化・集積の促進	農業委員会	○	利用権設定の推進	○	
ほ場、農道、ため池、かんがい用排水路などの農地基盤の整備	農林	○	用水路整備、ため池浚渫	○	
遊休荒廃農地対策の推進	農業委員会 農林	○	農地パトロール 荒廃農地復旧支援	○	
<b>(2) 安全で環境にやさしい農業の推進</b>					
農業廃棄物の適正処理の推進	農林	○	廃プラ回収支援	○	
減農薬、減化学肥料による環境にやさしい農業の推進	農林	○	堆肥利用促進、エコファーマー推進	○	
<b>(3) 農村環境を守る担い手づくり</b>					
新規就農者の支援	農林	○	就農相談	○	
農業後継者グループなどへの支援	農林	○	団体の活動補助等	○	
認定農業者の育成、支援体制の充実	農林	○	団体の活動補助等	○	
<b>(4) 地域で農業に親しむ</b>					
遊休地などを活用した市民農園の設置拡充	農林	○	市民農園の開設	○	
農業体験を通じた農業者との交流機会の創出	農林	○	大田区小学生等の受入	○	
交流施設・イベントを活用した消費者とのふれあいの場づくり	農林	○	大田区イベントへの参加	○	
学校給食への地元農産物の供給	農林	○	生産者との調整	○	
地元食材に関する積極的な情報提供	農林	○	イベントでのPR	○	
<b>市民・事業者の取組み</b>					
市民	有機農産物や地元農産物の積極的な購入・市民農園の利用				
事業者	荒廃地や休耕地の適正管理・農作物のブランド化の維持 環境保全型農業（有機栽培、無農薬栽培など）の推進 アレチウリなど有害帰化植物の駆除 農業廃棄物の適正処理（農業用廃プラスチック、資材など） 市民農園利用者への栽培指導				



## 2. 基本目標② 生活環境が守られ、安全で健康にすごせるまちをつくります

基本施策		2-1 生活公害対策の推進			
施策の方向	<p>私たちが快適に過ごすためには、騒音や悪臭、水質汚濁など身近な公害を防止し、日々の生活安全と健康を守ることが必要です。また、東御市の水道水は地下水源に依存していることから、持続可能かつ良質な水道水の確保は必要不可欠となっています。私たちの生活環境を守るために、公害対策を継続的に実施・推進していきます。</p>				
取組み方針と市の取組み (★：事業年度までに着手 ○：継続)		担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの主な取組み	後期計画目標 (H27)
<b>(1) 生活公害の防止</b>					
騒音や悪臭、ばい煙など環境悪化に対する指導、規制	市民	○	苦情対応にて随時指導	○	
騒音測定の実施（自動車交通騒音・環境騒音）	市民	○	随時調査	○	
道路沿線のNO <sub>2</sub> 濃度の測定	市民	○	年1回定点調査	○	
河川・井戸水・湧水の水質検査の実施（再掲）	市民	○	年1回定点調査	○	
下水道整備による生活排水の浄化の推進	上下水道	○	随時接続工事	○	
全市水洗化の推進	上下水道	○	下水道接続支援 未接続者への啓蒙	○	
合併浄化槽の利用促進	上下水道	○	設置時の指導、助成	○	
<b>(2) 良質な水道水の維持</b>					
良質な水道水を確保するための計画的な水質検査の実施	上下水道	○	原水、浄水の定期検査	○	
持続可能な地下水源を守るためのさく井の規制	市民	○	環境をよくする条例による規制	○	
森林整備計画の推進による森林の多面的機能の維持増進（再掲）	農林	○	間伐、除伐等実施	○	
減農薬、減化学肥料による環境にやさしい農業の推進（再掲）	農林	○	堆肥の利用促進 エコファーマーの推進、育成	○	
<b>市民・事業者の取組み</b>					
市民	生活雑排水の浄化 下水道区域の、下水道への速やかな接続				
事業者	各種法令の遵守				

基本施策	2-2 市民のマナー・モラルの向上			
施策の方向	生活環境に関する苦情の中で、ごみの不法投棄や野焼きが最も多く、対応が強く求められています。これらを改善するためには、市民一人ひとりが普段の生活から地域環境に対する意識を深めていくことが必要不可欠です。生活環境に関する苦情対策のため、市民一人ひとりのマナーの向上に努めます。			
取組み方針と市の取組み (★：事業年度までに着手 ○：継続)	担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの 主な取組み	後期計画目標 (H27)
<b>(1) マナー・モラルのルールをつくる</b>				
ポイ捨て禁止条例などマナー・モラルに対する条例の制定	市民	★	環境審議会等で条例化検討 (既存条例にて対応とする)	—
環境をよくする条例第40条(市民の義務)の周知、啓発	市民	—	—	★
<b>(2) 地域ぐるみでのマナー・モラルの向上</b>				
ごみの不法投棄などを防止するための地域パトロールの推進	市民課	★	週2回不法投棄パトロール	○
違法な野焼きの禁止の徹底・指導	市民課	○	苦情対応にて随時指導	○
市民美化デー／緑の日(仮称)の設置	市民課	★	統一行動日の設定	○
各家庭からの剪定ごみ対策の検討	市民課	★	資源化の促進	○
ペットのふんの適正処理やペットの飼育方法のルールやマナーの普及啓発	市民課	★	広報、飼主への啓発活動	○
<b>市民・事業者の取組み</b>				
市民	ブタクサやアレチウリなどの除草や美化など土地の保全管理(遊休農地・荒地所有者) アメリカシロヒトリの駆除 ごみの不法投棄などを防止するための地域パトロールへの参加 「まちをきれいにする月間」等地区活動への積極的な参加 田、畑などへのポイ捨て防止などモラルの向上 ペットの鳴き声やカラオケなどの騒音、ごみなどの悪臭への配慮 ペットのふんの適正処理 違法な野焼きをしない 地域のマナー・モラルの指導、普及啓発 青少年育成会でのモラルの指導			
事業者	ブタクサやアレチウリなどの除草や美化など土地の保全管理 違法な野焼きをしない アメリカシロヒトリの駆除 ごみの不法投棄などを防止するための地域パトロールへの参加 外国人を含めた従業員に対するマナー・モラルの指導			

基本施策	2-3 公共交通システムの充実化			
施策の方向	慢性的な交通渋滞は、大気汚染や騒音・振動などの交通公害を引き起こします。また、過度な自動車の利用は、地球温暖化やエネルギーの浪費など地球環境問題の原因として考えられています。交通渋滞を緩和するような道路整備を行うとともに、できるだけ自動車の利用を控えられるよう、公共交通システムの充実化をはかります。			
取組み方針と市の取組み (★：事業年度までに着手 ○：継続)	担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの 主な取組み	後期計画目標 (H27)
<b>(1) 交通渋滞の緩和</b>				
道路整備計画による幹線道路の効果的な整備	建設	○	計画に基づく事業実施	○
分かりやすく統一した公共サインの設置	建設	○	公共サイン設置 (H21完了)	—
駅ターミナル機能の向上	商工観光	○	デマンド交通中継点利用、南口整備	○
<b>(2) 公共交通の利用促進</b>				
巡回バス及び路線バスの運行体系の見直し	商工観光	○	路線等見直し	○
新交通システムの導入	商工観光	○	デマンド交通導入	○
田中駅自由通路橋及び南口整備の推進	建設	○	通路、南口整備 (H21完了)	—
しなの鉄道の利用促進	商工観光	○	沿線市町村による 活性化協議会での 検討、促進活動	○
しなの鉄道の新駅の検討	企画	★	利用状況調査等実施し検討 (当面見送り)	—
<b>市民・事業者の取組み</b>				
市民	車の利用をひかえる 公共交通機関の積極的な利用			
事業者	車の利用をひかえる 公共交通機関の積極的な利用及び促進			

基本施策	2-4 防犯・防災対策の推進			
施策の方向	市民が安心して暮らすためには、自然災害が発生した際の防災対策とともに、まちなかでの安全の確保も大切です。自然災害やまちなかでの事件・事故を未然に防ぐため、防犯・防災対策の整備・推進に努めます。			
取組み方針と市の取組み (★：事業年度までに着手 ○：継続)	担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの 主な取組み	後期計画目標 (H27)
<b>(1) 自然災害の未然の防止</b>				
水源のかん養などの機能を高める森林整備の推進	農林	○	間伐、治山工事实施	○
都市部における雨水排水、幹線水路の整備	建設	○	緊急性の高い箇所から順次整備	○
河川改良や治水・砂防事業の推進	建設	○	改修に伴う地元説明会等	○
地すべりなど危険地域の土地利用の制限や防災措置の推進	建設	○	土砂災害ハザードマップ作成配布 防災工事の実施	○
洪水ハザードマップの策定	建設	★	千曲川洪水ハザードマップ作成配布 (H20完了)	—
<b>(2) 災害発生時の対応システムの整備</b>				
地域防災計画による防災体制の整備	総務	○	避難マニュアル作成、適宜見直し	○
災害発生時の情報伝達体制の整備	総務	○	マニュアル作成、適宜見直し	○
災害などの緊急時における市民への伝達方法の検討	総務	○	コミュニティFMの導入(H22完了、FM局開設)	—
避難方法や応急処置の仕方などの市民への普及、啓発	総務	○	防災ガイドマップ配布ほか広報	○
<b>(3) 地域の安全を守る</b>				
防犯灯や交通安全施設などの整備	市民	○	区の要望等に基づく安全施設の整備	○
防犯パトロールの実施	市民	○	パトロール、防犯診断の実施	○
地域住民、保育園、学校など関係機関の情報共有や連携による子供の安全を守る地域づくりの推進	市民 子育て支援教育	○	保育園、学校、地域での安全教室等実施	○
「生活安全条例」の制定の検討と市民の自主的活動の推進	市民	★	条例の要否検討 交通安全協会、防犯協会の活動推進	○
青少年を取り巻く有害環境の浄化に関する市民への啓発活動の推進	生涯学習	○	条例制定、都市宣言、市民大会等	○

市民・事業者の取組み	
市民	とともに助け合い、和を持った活動の推進による安心できるまちづくり 地域の自主的防犯活動の推進 自治会やPTA など地域での防犯パトロール及び防災活動の実施 有害環境浄化に関する市民運動への参加
事業者	災害など緊急時の活動の参加・協力 青少年の有害環境浄化に向けた自主規制の強化

### 3. 基本目標③ 安らぎの文化と景観に親しみ、潤いのあるまちをつくります

基本施策		3-1 緑化の推進			
施策の方向	まちなかの緑の確保は、私たちの身近に自然環境の恵みを伝えるだけでなく、生活に潤いを与えてくれます。また、地域の緑化運動をとおして地域のネットワークを形成することも可能です。潤いのあるまちづくりのために、まちなかの緑化を推進していきます。				
取組み方針と市の取組み (★：事業年度までに着手 ○：継続)		担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの 主な取組み	後期計画目標 (H27)
<b>(1) 身近な憩いの場の確保</b>					
緑の基本計画の策定・推進	建設	★	市全域を範囲とした計画の検討	★	
身近な憩いの場である公園・緑地の整備	建設	○	既設公園の維持管理	○	
地域のコミュニケーションの場となる公共緑化の整備	建設	○	整備の検討	○	
<b>(2) 地域で緑を守り育む</b>					
文化財としての巨木の保全	教育	○	指定文化財の銘木、巨木の保護 巨木調査	○	
道路や駅前広場など公共空間における花いっぱい運動への支援	建設	○	コンクール開催 苗等配布	○	
地域が協働で取組む花壇づくりや緑化運動への支援	建設	○	緑化推進補助	○	
緑のサポーターなど地域の緑化に取り組むボランティアの育成・支援	建設	○	緑のサポーター活動へ作業補助 地域花づくり団体活動補助	○	
<b>市民・事業者の取組み</b>					
市民	自治会や地域におけるポケットパークなどの整備・管理 自治会や地域での緑化活動（花壇整備など）への参加・協力 緑化に取り組むボランティアの育成				
事業者	自治会や地域での緑化活動（花壇整備など）への参加・協力 事業所敷地内の緑化推進				

基本施策		3-2 景観保全			
施策の方向	美しい景観をつくることは、市民の生活に潤いを与えるだけでなく、美化の推進などマナーの向上にもつながります。一人ひとりがルールを守ることにより、自然環境に恵まれた東御市の美しい景観を守ります。				
取組み方針と市の取組み (★：事業年度までに着手 ○：継続)		担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの 主な取組み	後期計画目標 (H27)
<b>(1) 美しい景観づくりのためのルールの整備</b>					
景観に配慮した屋外広告物の規制		建設	○	パトロール実施	○
景観づくりのための住民協定の締結		建設	○	必要に応じ協議	○
統一した景観ガイドラインの作成		建設	○	景観形成指導基準により指導	○
<b>(2) 自然の恵みを生かした景観づくり</b>					
農村景観の保全に向けた活動や体制づくりの支援		農林	○	事業による地域団体の活動支援	○
河川の景観改善対策の実施		建設	○	雑草、雑木処理	○
<b>(3) 地域で美しい風景を守る</b>					
「景観を考える会」など市民団体の支援		建設	○	ビューポイント選定事業実施	○
自然と景観をまもるシンポジウムの開催		建設	○	景観を考える会主催講演会 (H22)	○
市民・事業者の取組み					
市民	生垣のある地域づくりの推進				
事業者	条例などに基づいた屋外広告物の適正な設置 農村風景を維持した農地の整備（農業従事者） ブタクサやアレチウリなどの除草や美化など土地の保全管理（再掲）				

基本施策		3-3 計画的な土地利用の推進			
施策の方向	計画的な土地利用は、まちなかの自然環境や生活環境、景観の保全のためにも大切なことです。また、空き地などを管理することで、ごみの不法投棄などの防止、市民のマナーの向上、防犯対策などにもつながります。土地利用にあたっては、これらを配慮し、計画的にすすめていきます。				
取組み方針と市の取組み (★：事業年度までに着手 ○：継続)		担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの 主な取組み	後期計画目標 (H27)
<b>(1) 計画的な土地利用の推進</b>					
都市計画区域の変更		建設	○	北御牧地域を編入 (H20 完了)	—
都市計画用途地域区分の指定の検討		建設	○	用途区域変更について検討	○
空き地などの適正管理の指導（ごみの不法投棄などの防止）		市民	○	随時指導	○

市民・事業者の取組み	
市民	市民会議やアンケートなど、市の都市計画区域変更検討時における協力 県や市の指導に従い適正な土地利用に努める
事業者	県や市の指導に従い適正な土地利用に努める

基本施策	3-4 歴史・文化的資源の保全
施策の方向	歴史・文化遺産は大切な地域資源であり、それらの保全は地域環境の保全につながります。また、古いものを大切に・ものを大事に使うなどの心を育成することにもなります。恵まれた伝統文化を継承していくため、市の歴史的建造物などの歴史・文化的資源を守り、後世に伝えていきます。

取組み方針と市の取組み (★：事業年度までに着手 ○：継続)	担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの 主な取組み	後期計画目標 (H27)
-----------------------------------	-----	-----------------	-------------------	-----------------

(1) 歴史・文化資源を守る

海野宿（重要伝統的建造物群保存地区）の保存と整備	教育	○	計画的な修理事業の実施	○
市内の文化財、民俗文化財などの保存と利活用	教育	○	「東御市の文化財」刊行、文化財講座等	○
市内遺跡分布調査、埋蔵文化遺跡の発掘調査	教育	○	分布調査実施、分布地図作成	○
アケボノゾウ化石の整理と展示の検討	教育	○	市民への公開活動 一部一般公開	○

(2) 地域の伝統文化を後世に伝える

金井の火まつりなど地域の伝統的祭事への支援	教育	○	無形民俗文化財の保護、広報等	○
地芝居「東町歌舞伎」の保存活動への支援	教育	○	活動補助、舞台の修繕補助	○
雷電太鼓など地域の文化伝承活動の支援	教育	○	伝承活動の支援、紹介等	○
伝統的な食材や料理を守り、その良さを伝えていくスローフード運動の検討	農林	○	味のセミナー開催	○

市民・事業者の取組み	
市民	市の歴史的建造物保存などの施策への協力（歴史的建造物所有者） 埋蔵文化財の発掘調査への協力 地域の伝統文化の継承に努める
事業者	市の歴史的建造物保存などの施策への協力（歴史的建造物所有者） 埋蔵文化財の発掘調査への協力 地域の伝統文化の継承への協力



#### 4. 基本目標④ 地球環境に配慮し、資源を大切にすまちをつくります

基本施策		4-1 循環型社会の形成			
施策の方向	<p>逼迫した最終処分場の残余容量の確保とごみの不法投棄防止のため、廃棄物の抑制と資源の有効利用は、今日の重要な課題となっています。廃棄物の抑制や資源の再利用、リサイクルの推進により、環境負荷が少ない循環型社会の形成を推進します。</p>				
<p>取組み方針と市の取組み</p> <p>(★：事業年度までに着手 ○：継続)</p>		担当課	前期計画目標 (H22)	H21 年度までの主な取組み	後期計画目標 (H27)
<b>(1) ごみの適正処理とリサイクル施設の整備</b>					
資源化できるごみの分別の推進	市民	○	分別カレンダーの配布	○	
東部クリーンセンターの延命化整備（大規模改修工事）	市民	○	改修工事实施 (H19 完了)	—	
広域ごみ処理の推進	市民	○	上田広域で推進	○	
汚泥リサイクル施設の建設	上下水道	○	農集排施設 1 箇所 で稼働	○	
農林業廃棄物の適正処理の推進・リサイクルの検討	農林	★	廃プラ回収の支援	○	
「一般廃棄物処理基本計画」の推進	市民	○	計画に沿った推進	○	
<b>(2) 3R運動の推進</b>					
下水処理汚泥の減量化の推進	上下水道	○	処理施設のデータ 収集	○	
生ごみの減量化・堆肥化への支援	市民	○	家庭用生ゴミ処理 機補助	○	
ごみの3R運動・活性水の活用方法など普及啓発活動のためのごみ減量アドバイザーの養成	市民	○	アドバイザー養成 講座実施	○	
HPやパンフレットなどを使ったごみの3R運動・活性水の効果などに関する情報発信	市民 上下水道	○	広報による啓発 HPでの情報発信	○	
市役所内のグリーン購入の推進	総務	○	グリーン商品購入	○	
グリーン購入の地域への普及啓発	市民	○	広報、HPによる 普及啓発	○	
<b>市民・事業者の取組み</b>					
市民	<p>ごみの分別の徹底・生ごみの減量化に努める</p> <p>畑のある家は、畑に埋めるなど生ごみの堆肥化に努める</p> <p>ごみ減量アドバイザーによるごみの3R運動・活性水の活用方法などの普及啓発</p> <p>ごみ減量アドバイザーによる効果的な生ごみ処理方法の継続的な実験</p>				
事業者	<p>ごみの分別の徹底</p> <p>職場から出る廃棄物の減量と資源のリサイクルに努める</p>				

基本施策	4-2 新エネルギー及び循環資源の有効利用				
施策の方向	私たちの生活において、エネルギーの使用は必要不可欠ですが、エネルギー資源は有限であり、資源の枯渇が懸念されています。また、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の多くはエネルギーを使用する際に放出されています。地球温暖化の防止と資源の枯渇を防ぐため、代替エネルギーである新エネルギーや循環できる資源の有効利用をすすめていきます。				
取組み方針と市の取組み	担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの主な取組み	後期計画目標 (H27)	
(★：事業年度までに着手 ○：継続)					
<b>(1) 新エネルギーの利用</b>					
個人住宅への太陽光発電の普及支援	市民	○	施設設置補助	○	
事業所への太陽光発電の普及支援	市民	—	—	★	
公共施設への太陽光発電の普及拡大	施設担当各課	○	財政状況を踏まえ改築等に併せ検討	○	
新エネルギーに関する調査研究	企画市民	○	小水力発電、メガソーラー、地熱利用等の研究	○	
バイオディーゼル燃料 (BDF) の研究	農林市民	★	廃食用油の回収、再資源化	○	
<b>(2) 資源の有効利用</b>					
公共施設での雨水の利用	担当各課	○	財政状況を踏まえ改築等に併せ検討	○	
雨水貯留槽の設置支援	建設	○	貯留槽設置補助	○	
活性水の農業などへの効果研究、利用促進 (再掲)	農林	○	研究機関及び農家での実証試験	○	
堆肥など有機性資源の農業への活用推進	農林	○	堆肥の利用促進	○	
新幹線トンネル湧水の利活用に関する研究	総合支所	○	水文解析調査実施 (H18 完了)	—	
新幹線トンネル湧水の利活用の推進	上下水道	★	水質調査	○	
農業廃棄物のバイオマスエネルギーとしての活用検討	農林市民	★	先進事例調査	○	
<b>市民・事業者の取組み</b>					
市民	太陽光や太陽熱など新エネルギーの導入検討、補助制度の活用 雨水貯留槽の導入検討、補助制度の活用				
事業者	建造物の新設や改築時の新エネルギー (太陽光発電、雨水貯留槽、マイクロ水力発電、風力発電など) の導入検討 建造物の新設や改築時の循環型資源 (雨水貯留槽) の活用検討 建造物の新設や改築時に環境に配慮した構造に努める バイオディーゼル燃料 (BDF) として利用できるひまわり、菜の花、大豆の栽培推進 (農業従事者)				

基本施策	4-3 地球温暖化対策の推進			
施策の方向	地球温暖化は、自然生態系に影響を与えるだけでなく、洪水や高潮の頻発や食料生産への影響など私たちの生活に密接に影響を与える恐れがあります。地球温暖化は、市民・事業者・行政すべての人が、対処していかなければならない問題です。省エネルギー活動など普段の生活での環境に配慮した行動の推進により地球温暖化対策に努めます。			
取組み方針と市の取組み (★：事業年度までに着手 ○：継続)	担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの 主な取組み	後期計画目標 (H27)
<b>(1) 省エネルギー活動の推進</b>				
省エネ、ノーマイカー運動の推進	総務	○	ノーマイカーウィークの実施	○
環境マネジメントシステム（ISO14001）の推進	市民	○	自己適合宣言研究会等への参加	○
市役所の地球温暖化防止実行計画の推進	市民	○	計画の適宜見直し改善結果の公表	○
<b>(2) 地域での地球温暖化の防止</b>				
地球温暖化防止に関する市民活動の推進	市民	★	環境市民会議開催エコライフデーの実施	○
市民・事業者の環境配慮活動の推進	市民	★	環境市民会議で活動の情報交換等	○
市民・事業者・行政などの地球温暖化防止に関する連携や情報交換の促進	市民	○	環境市民会議とISOネットワークの情報交換等	○
地域全体を対象とした地球温暖化対策地域推進計画の策定、推進	市民	★	計画の策定、周知	○
池の平シャトルバスの運行	商工観光	○	7月中旬～8月中旬の週末に運行	○
事業者の環境保全活動への支援	商工観光 市民	○	ISO認証取得助成 ISOネットワークの開催	○
<b>市民・事業者の取組み</b>				
市民	省エネルギー活動に努める 買い換え時の環境配慮型車両（ハイブリッド自動車、電気自動車、低燃費自動車など）の購入検討 オートバイ（エンジン式／モータ式）通勤通学の促進			
事業者	省エネルギー活動に努める 環境配慮型車両（ハイブリッド自動車、電気自動車、低燃費自動車など）の導入検討 オートバイ（エンジン式／モータ式）通勤の促進			

5. 基本目標⑤ ひとをはぐくみ、積極的に環境活動に参加できるまちをつくります

基本施策		5-1 環境教育の推進			
施策の方向	環境保全活動を推進し、持続可能な社会を構築していくためには、一人ひとりが環境に対する理解を深めることが必要不可欠です。環境に対する意識の向上や理解を深め、環境活動に対する参加意欲を育むために、環境教育を広くすすめていきます。				
取組み方針と市の取組み (★：事業年度までに着手 ○：継続)		担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの 主な取組み	後期計画目標 (H27)
<b>(1) 学校で環境を学ぶ</b>					
環境にやさしい学校づくりの推進（省エネルギーの推進など）	教育	○	学校への啓発 各校での取り組み	○	
学校版 ISO の導入検討	教育 市民	★	学校と導入方法等 協議	○	
未就学児への環境教育の実施、推進	子育て支援	○	空き容器、チラシ 等の再利用	○	
市の環境の現状や取組みなどの情報提供	市民	○	広報、HP、消費生活 展等での公表	○	
<b>(2) 地域で環境を学ぶ</b>					
生涯学習での環境教育講座の開講	生涯学習	★	環境講座の実施	○	
子供を対象にした農業・環境などの体験学習の実施	生涯学習 市民	★	小学生を対象とした 環境講座の実施	○	
Kid' s ISO の推進	市民	★	小学校への環境学 習、情報提供	○	
市の環境の現状や取組みなどの情報提供（再掲）	市民	○	広報、HP、消費生活 展等での公表	○	
<b>市民・事業者の取組み</b>					
市民	環境学習会などへの積極的な参加				
事業者	地域の環境学習会などへの参加・協力				

基本施策	5-2 地域協働による環境活動（ボランティア）の推進			
施策の方向	地域の環境資源を守り、次世代へ引き継いでいくためには、地域全体が協力し、協働で環境活動をすすめていくことが大切です。地域全体での環境配慮活動の推進のため、市民・事業者・行政のパートナーシップを育てるとともに、地域の環境活動のリーダーとなる人材を育成していきます。			
取組み方針と市の取組み (★：事業年度までに着手 ○：継続)	担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの 主な取組み	後期計画目標 (H27)
<b>(1) 市民・事業者・行政のパートナーシップづくり</b>				
NPOやボランティア団体などの連携や情報交換の促進	市民	★	ボランティア協議会との情報交換	○
住民主体の環境活動団体への支援	市民	★	活動団体の調査HPでの活動紹介	○
事業者の環境保全活動への支援（再掲）	商工観光 市民	○	ISO認証取得助成 ISO ネットワークの開催	○
<b>(2) 環境活動リーダーとなる人材の育成</b>				
環境活動リーダーのための人材育成研修の促進	市民	★	環境市民会議、ISOネットワークにて研修	○
ごみ減量アドバイザーなど環境活動推進員の育成	市民	○	アドバイザー養成講座実施	○
<b>(3) 市民・事業者の環境に配慮した地域活動への支援</b>				
環境に配慮した地域活動の拠点施設の整備	市民	○	エコハウスの設置	○
環境ボランティア活動の推進ガイドラインの策定	市民	★	情報収集	★
緑のサポーターなど地域の緑化に取り組むボランティアの育成・支援（再掲）	建設	○	緑のサポーター活動の作業補助 地域花づくり団体活動補助	○
環境に関連する情報の発信	市民	○	随時広報に掲載	○
<b>市民・事業者の取組み</b>				
市民	自治会や市の環境保全活動への参加・協力			
事業者	自治会や市の環境保全活動への参加・協力			

基本施策		5-3 外国人に対する情報提供			
施策の方向	市内に在住する外国人も、東御市の環境を守る一員であり、一人ひとりが環境に対する理解を深めることが大切です。また、日本文化を含め、地域におけるマナー・モラルの指導も重要となってきます。言葉などに配慮した外国人に対する情報発信をすすめるとともに、地域での外国人との交流をすすめていきます。				
取組み方針と市の取組み (★：事業年度までに着手 ○：継続)		担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの 主な取組み	後期計画目標 (H27)
<b>(1) 外国人への情報発信</b>					
外国語のごみの分別・出し方ポスターの作成	市民課	○	5ヶ国語対応分別 カレンダーの配布	○	
外国人へのごみ出しなど環境に関するルールの指導	市民課	○	事業主等を介した 指導	○	
外国人総合窓口の設置	市民課	○	外国人コミュニケ ーターによる個別 相談	○	
<b>市民・事業者の取組み</b>					
市民	環境に配慮した活動における外国人との交流促進				
事業者	外国人従業員に対する環境に配慮した活動に関する指導				

基本施策		5-4 都市農村交流による環境学習の普及啓発			
施策の方向	都市農村交流を通じて、環境を観光資源として活用することで、地域における環境に配慮した活動を活発にすることが可能です。恵まれた自然資源を生かし、これらの活動を、地域内だけでなく地域外へも普及啓発していくことをすすめていきます。				
取組み方針と市の取組み (★：事業年度までに着手 ○：継続)		担当課	前期計画目標 (H22)	H21年度までの 主な取組み	後期計画目標 (H27)
<b>(1) 体験型観光の推進</b>					
農業体験や竹紙づくりなどものづくり体験型観光の提供	農林 商工観光	○	芸術むら公園での 体験型観光提供	○	
農業体験実習施設、大田区休養村を利用した都市住民の農業体験の実施	農林	○	大田区ほか県外学 生の農業体験	○	
湯の丸自然学習センターを活用した自然観察会などの支援（再掲）	商工観光	○	来訪者への案内、 観察会等	○	
<b>(2) グリーンツーリズムの推進</b>					
農林業体験型観光などのグリーンツーリズム推進のためのしくみづくり	農林	★	グリーンツーリ ズム協議会設置	○	
<b>市民・事業者の取組み</b>					
市民	体験型観光・グリーンツーリズムへの積極的な参加・協力				
事業者	体験型観光・グリーンツーリズムへの積極的な参加・協力				

## Ⅵ 地区ごとの環境の現状と課題

### 1. 田中地区

1-1 地区の概況		
<p>田中地区は、上田市と隣接する市中西部に位置し、商店や市の施設が集まる中心市街地のある地区です。</p> <p>東西に国道 18 号としなの鉄道が走り、地区中心部に田中駅があります。また、並行して流れる千曲川沿いには、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「北国街道・海野宿」が、当時の佇まいを残しています。</p> <p>一方、滋野地区との境付近には、多くの工場が集中しています。</p>	<p>該当区 (8 区)</p>	<p>加沢、常田、田中、県、本海野、西海野、白鳥台、城ノ前</p>
	<p>地区の人口 (※1)</p>	<p>9,214 人 ( 285 人) ※2</p>
	<p>※1 平成 22 年 10 月 1 日現在 ※2 うち外国人</p>	
1-2 環境の現状		
<p>自然環境</p>	<p>東西を横切る千曲川に、笠石川、成沢川、西川、金原川、三分川、求女沢川、所沢川など複数の一級河川が流れ込んでいます。平成 22 年度の水質調査では、笠石川下流は BOD 値が若干高くなっていますが、その他の川は良好な水質を保っています。</p>	
<p>生活環境</p>	<p>田中地区には、東部クリーンセンターと一般廃棄物最終処分場があります。</p> <p>千曲川の河川敷や幹線道路沿いにごみの不法投棄やポイ捨てなどが多くみられ、対策が必要とされています。</p> <p>国道 18 号など幹線道路周辺における車やバイクの騒音などが指摘されています。</p> <p>田中駅では、乗車人員数に減少傾向がみられます。南口及び自由通路が整備されました。</p>	
<p>都市環境</p>	<p>田中地区には、総合公園である中央公園、街区公園の不動公園、田町公園、城ノ前公園、伊豆宮公園、原公園、田中公園、御膳水公園など市内でも都市公園が最も多く存在していますが、その他身近にやすらぎのある公園や街路樹の整備、また、子供たちの安全に配慮した公園の整備が求められています。</p> <p>工場と住宅地が隣接しているため、計画的な都市計画が求められています。</p> <p>国の重要伝統的建造物群保存地区「海野宿」の家並みを保存していくことが望まれています。</p>	
1-3 今後の課題		
<p>自然環境</p>	<p>●千曲川などの河川敷の自然環境と景観の保全</p>	
<p>生活環境</p>	<p>●千曲川などの河川敷や沿道などへのごみの不法投棄やポイ捨ての防止</p> <p>●国道 18 号など幹線道路周辺の騒音・大気汚染対策</p> <p>●工場など事業活動における周辺環境への配慮</p>	
<p>都市環境</p>	<p>●公園・緑地の整備の推進</p> <p>●景観と環境に配慮した計画的な都市計画</p> <p>●海野宿の保存と整備</p>	

## 2. 滋野地区

2-1 地区の概況	
<p>滋野地区は、市北東部に位置し、浅間連山の三方ヶ峰南面斜面に山林が広がり、南部には千曲川が流れる、南北に長い地区です。</p> <p>三方ヶ峰の火口原には、池の平湿原が広がり、高山植物、湿性植物の宝庫となっています。</p> <p>地区の中央には、上信越自動車道と浅間サンラインが、地区南部には国道 18 号が東西を横切り、平行して走るしなの鉄道の滋野駅があります。</p> <p>地区内には、国の史跡に指定されている「戌立石器時代住居跡」などがあり、文化的資源にも恵まれている一方、田中地区や小諸市との境付近には多くの工場が集中しています。</p>	<p>該当区 (10 区)</p> <p>赤岩、片羽、桜井、大石、中屋敷、別府、原口、聖、乙女平、王子平</p>
	<p>地区の人口 (※1)</p> <p>5,462 人 ( 82 人) ※2</p>
	<p>※1 平成 22 年 10 月 1 日現在 ※2 うち外国人</p>
2-2 環境の現状	
<p>自然環境</p>	<p>山腹の大部分はカラマツ植林が広がっており、国有林地域となっています。また、一部天然のカラマツ林が植生しています。三方ヶ峰の南斜面には、コマクサの群落がみられます。</p> <p>北部では、高山蝶や野鳥、オコジョなどの野生動物が生息しており、一帯は鳥獣保護区であるとともに自然公園区域に指定されています。</p> <p>千曲川や西沢川、大石沢川などの一級河川は、水質調査では西沢川下流で BOD 値が若干高くなっていますが、全体的にきれいな水質といえる結果がでています。一方、一部の地域では、かつての蛍の姿がみえなくなっている状況です。</p>
<p>生活環境</p>	<p>高速道路の沿道や幹線道路沿いにごみの不法投棄やポイ捨てが多くみられ、対策が必要とされています。</p> <p>株式会社和田の埋立て跡地の安全な利活用が求められています。</p>
<p>都市環境</p>	<p>児童公園など子供達の遊び場が少なく、安心して遊べる公園の設置が望まれています。</p> <p>国の史跡である「戌立石器時代住居跡」など文化財の保全が求められています。</p>
2-3 今後の課題	
<p>自然環境</p>	<p>●水辺周辺の蛍の復活</p>
<p>生活環境</p>	<p>●高速道路の沿道へのごみの不法投棄やポイ捨ての防止</p> <p>●株式会社和田の埋め立て跡地の保全と利活用</p>
<p>都市環境</p>	<p>●公園・緑地の整備の推進</p> <p>●戌立石器時代住居跡などの史跡や文化財の保存と利活用</p>



### 3. 柵津地区

3-1 地区の概況	
<p>柵津地区は、市北中部に位置し、浅間連山の湯の丸山南面斜面沿いの自然豊かな地区です。</p> <p>市内唯一北へ抜ける主要地方道の東御婦恋線が南北に通っており、東西を横切る上信越自動車道と浅間サンラインの合流点となっています。</p> <p>また、歌舞伎舞台など県や市指定の文化財が多く存在し、歴史的文化が多く残っている地域となっています。</p>	<p>該当区 (14区)</p> <p>新張、出場、金井、新屋、東町、西宮、姫子沢、湯の丸、滝の沢、柵津南、伊勢原、奈良原、鞍掛自治区、リードリーくらかけ</p>
	<p>地区の人口 (※1)</p> <p>5,156人 ( 63人) ※2</p>
	<p>※1 平成22年10月1日現在 ※2 うち外国人</p>
3-2 環境の現状	
<p>自然環境</p>	<p>山腹の大部分はカラマツ人工林が広がる国有林となっており、北部に広がる湯の丸高原には、国の天然記念物に指定されている「つつじ平のレンゲツツジ大群落」があり、高山植物に恵まれた一帯となっています。</p> <p>北部では、高山蝶や野鳥、ほ乳類など多くの野生動物の生息が観察されており、一帯は鳥獣保護区であるとともに自然公園区域に指定されています。</p> <p>所沢川や求女沢川などの一級河川の上流域となっており、水質調査ではきれいな水質といえる結果がでていますが、河川や水路周辺のごみの散乱が懸念されています。</p> <p>山林や農地の荒廃が多くみられ、対策が求められています。</p> <p>湯の丸高原一帯では、湯の丸・池の平自然保護指導員が自然保護活動を行い、高原一帯の自然を守っています。</p>
<p>生活環境</p>	<p>東部湯の丸 I.C 付近の道路の交通量の増加に伴い、騒音・大気汚染などが懸念されています。</p> <p>山林や高速道路の沿道、浅間サンライン、主要地方道真田東部線（旧菅平有料道路）沿いなどにごみの不法投棄やポイ捨てが多くみられ、対策が必要とされています。</p>
<p>都市環境</p>	<p>西宮公園が街区公園として整備されています。</p> <p>地芝居東町歌舞伎や金井の火祭りなどの地域の伝統文化が継承されています。</p>
<p>環境教育</p>	<p>湯の丸高原に自然と環境を学ぶことができる湯の丸自然学習センターがあります。</p>
3-3 今後の課題	
<p>自然環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林保全</li> <li>●遊休荒廃農地対策</li> </ul>
<p>生活環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山林や沿道などへのごみの不法投棄やポイ捨ての防止</li> <li>●東部湯の丸 I.C 付近の騒音・大気汚染対策</li> </ul>
<p>都市環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●史跡や文化財などの保存と利活用</li> <li>●地域に残る伝統文化の継承</li> </ul>
<p>環境教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●湯の丸自然学習センターの有効活用</li> </ul>

## 4. 和地区

4-1 地区の概況	
<p>和地区は、市北西部に位置し、浅間連山の烏帽子岳南面斜面に山林が広がる自然豊かな地区です。地区の中央には、上信越自動車道と浅間サンラインが東西を横切っています。</p> <p>地区内には、都市と農村の交流拠点「アグリビレッジとうみ湯楽里館」があり、温泉施設や物産センター、農産物加工施設などが設置されています。</p> <p>また、国の指定文化財の「春原家住宅」や「児玉家住宅」などがあり、文化的資源にも恵まれています。</p>	<p>該当区 (14区)</p> <p>東上田、田沢、大川、栗林、海善寺、曾根、東深井、西深井、西入、東入、日向が丘、海善寺北、寺坂、睦</p>
	<p>地区の人口 (※1)</p> <p>6,417人 ( 83人) ※2</p>
	<p>※1 平成22年10月1日現在 ※2 うち外国人</p>
4-2 環境の現状	
<p>自然環境</p>	<p>烏帽子岳山腹には主にカラマツ植林が広がり、地区北部は、保安林地区・鳥獣保護区となっています。しかしながら、山林や農地の荒廃が目立ちます。</p> <p>笠石川、成沢川、西川、金原川など複数の一級河川が流れており、近辺の水路では蛍がみられます。</p> <p>山林地帯には、豊かな高山植物とミヤマモンキチョウなどの高山蝶や野鳥、国の特別天然記念物であるニホンカモシカなどが生息しています。</p>
<p>生活環境</p>	<p>高速道路付近の住宅では、騒音・大気汚染などが懸念されています。</p> <p>山林や浅間サンライン、主要地方道真田東部線（旧菅平有料道路）沿いなどにごみの不法投棄やポイ捨てが多くみられ、対策が必要とされています。</p> <p>子供たちの通学に時間がかかる地域もあることから、登下校時を含めた地域の安全対策が求められています。</p>
<p>都市環境</p>	<p>仲よし公園が街区公園として整備されています。</p> <p>子供たちが安心して遊べる公園の設置が望まれています。</p>
4-3 今後の課題	
<p>自然環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●里山の手入れと蛍の飛び交う里の再生</li> <li>●アグリビレッジとうみを活用した農業の活性化</li> </ul>
<p>生活環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山林や沿道などへのごみの不法投棄やポイ捨ての防止</li> <li>●高速道路や幹線道路周辺の騒音・大気汚染対策</li> <li>●防犯パトロールの実施</li> </ul>
<p>都市環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子供達が安心して遊べる公園の設置</li> <li>●春原家住宅と児玉家住宅などの文化財や史跡などの保存と利活用</li> </ul>

## 5. 北御牧地区

5-1 地区の概況							
<p>北御牧地区は、市南部に位置し、中心部を鹿曲川が南北に流れ、その川を挟むように東には御牧原台地、西には八重原台地があります。</p> <p>鹿曲川に並行して県道東部望月線が走り、これに交差する形で千曲ビューラインが東西に走っています。</p> <p>地区全体が農業振興地域に指定されており、のどかな田園風景が広がっています。東西の台地には農業用のため池が多く、特に御牧原台地には、大小 200 余りの池が点在しています。</p>	<table border="1"> <tr> <td>該当区 (25 区)</td> <td>上八重原、田楽平、中八重原、山崎、下八重原西部、下八重原東部、芸術むら、白樺、切久保、八反田、本下之城、田之尻、畔田、宮、御牧原南部、御牧原北部、御牧台、布下、常満、島川原、大日向、光ヶ丘、羽毛山、郷仕川原、牧ヶ原</td> </tr> <tr> <td>地区の人口 (※1)</td> <td>5,389 人 ( 72 人) ※2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※1 平成 22 年 10 月 1 日現在 ※2 うち外国人</td> </tr> </table>	該当区 (25 区)	上八重原、田楽平、中八重原、山崎、下八重原西部、下八重原東部、芸術むら、白樺、切久保、八反田、本下之城、田之尻、畔田、宮、御牧原南部、御牧原北部、御牧台、布下、常満、島川原、大日向、光ヶ丘、羽毛山、郷仕川原、牧ヶ原	地区の人口 (※1)	5,389 人 ( 72 人) ※2	※1 平成 22 年 10 月 1 日現在 ※2 うち外国人	
該当区 (25 区)	上八重原、田楽平、中八重原、山崎、下八重原西部、下八重原東部、芸術むら、白樺、切久保、八反田、本下之城、田之尻、畔田、宮、御牧原南部、御牧原北部、御牧台、布下、常満、島川原、大日向、光ヶ丘、羽毛山、郷仕川原、牧ヶ原						
地区の人口 (※1)	5,389 人 ( 72 人) ※2						
※1 平成 22 年 10 月 1 日現在 ※2 うち外国人							
5-2 環境の現状							
自然環境	<p>国の特別天然記念物であるニホンカモシカや国蝶のオオムラサキなどが生息しており、オオルリシジミなどの絶滅危惧種もみられます。</p> <p>鹿曲川、諸沢川、番屋川、小相沢川などの一級河川があり、千曲川に流れ込んでいます。</p> <p>遊休荒廃農地が増えつつあり、対策が求められています。</p> <p>松食い虫の被害が拡大しており、対策が求められています。</p> <p>アレチウリなどの有害帰化動植物が増えており、対策が求められています。</p>						
生活環境	<p>山中の人通りの少ない道路や県道羽毛山大日向線沿いなどにごみの不法投棄やポイ捨てが多く、対策が求められています。</p> <p>子供たちの通学に時間がかかる地域もあることから、登下校時を含めた地域の安全対策が求められています。</p>						
都市環境	<p>地区全体が田園風景に囲まれています。</p> <p>八重原台地の中央部に整備された芸術むら公園は、市民全体の憩いの場となっています。</p>						
5-3 今後の課題							
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●オオルリシジミなど希少生物の保護</li> <li>●森林・農地の適切な整備と田園景観保全</li> <li>●遊休荒廃農地対策</li> <li>●松食い虫防除対策</li> <li>●有害帰化動植物対策</li> <li>●自然保護と開発の両立</li> </ul>						
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山林や沿道などへのごみの不法投棄やポイ捨ての防止</li> <li>●新交通システムの導入検討</li> <li>●防犯パトロールの実施</li> </ul>						

## Ⅷ 計画の進行管理

計画内の施策を着実に実行し、それらの進捗状況や成果を点検・評価し、さらなる計画へフィードバックさせていくための、計画の推進及び進行管理の体制としくみについて示します。

### 1. 計画の推進体制と役割

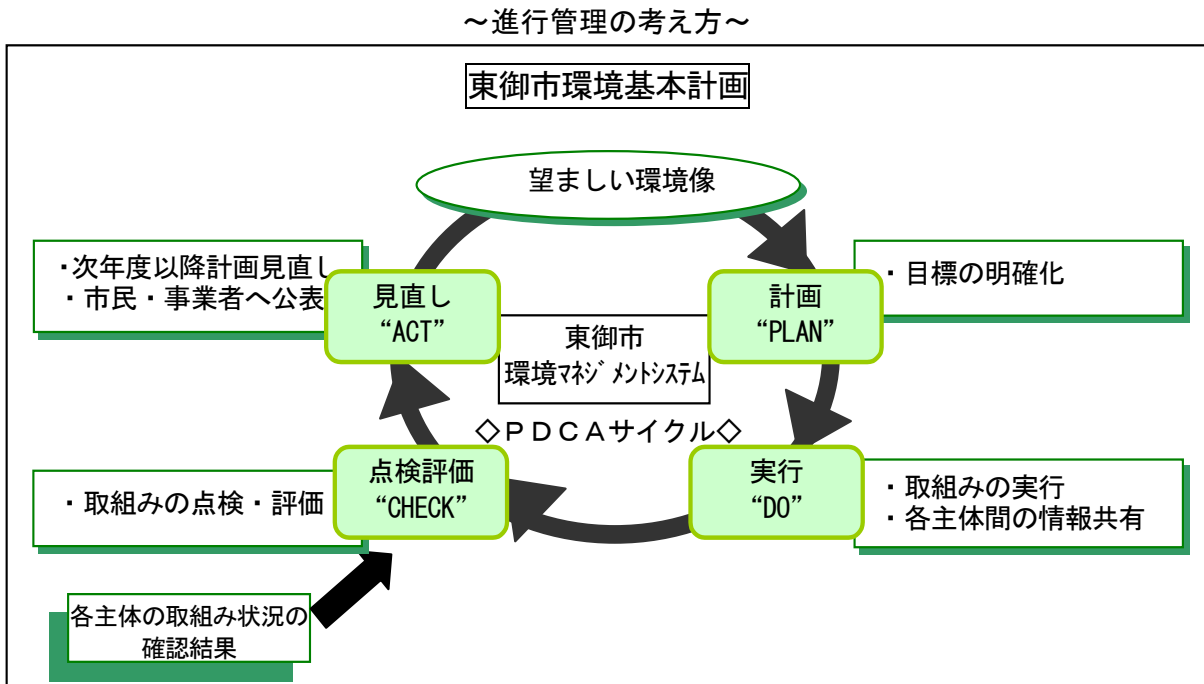
本計画の推進は、市民、事業者、市の三者が主体となり、それぞれが個々の役割を理解し、取組みを推進していきます。

<b>◆市民・事業者の推進体制</b>
市民、事業者それぞれの取組み状況などを確認し、さらに見直しを検討する組織として「東御市環境市民会議」を設置し、市民、事業者の取組みを推進します。
<b>●東御市環境市民会議の役割</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・市民、事業者への普及啓発。市民、事業者の取組みに対するモニタリング（監視活動）</li><li>・市民、事業者の視点から市の事業に参加・協力するしくみの検討</li><li>・市民、事業者自らが環境問題に対して、具体的な行動に取組む体制の検討</li><li>・市の取組み状況に対しての意見交換</li></ul>
<b>◆市の推進体制</b>
既存の環境管理のしくみ（環境マネジメントシステムなど）を用いて市の取組みを推進します。また、市の環境施策を審議する庁内組織「東御市環境管理委員会」を、取組みを実施する各部署の総合的な調整組織として位置づけます。
<b>●東御市環境管理委員会の役割</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・各部署の取組み状況や課題を把握、整理し、施策の効率的かつ効果的な進行に向け総合的な調整を実施</li></ul>
<b>◆計画の評価</b>
計画全体の推進・点検・評価・見直しなどの事項に関して、「東御市環境審議会」が審議・助言などを行います。
<b>●東御市環境審議会の役割</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・市の年次報告に対し、推進・点検・評価・見直しなどの事項に関して、専門的見地から助言・提言を実施</li><li>・計画の推進や中間見直しにあたり関連事項を調査・審議し、市長への助言を実施</li></ul>
<b>◆連絡・調整</b>
すべての組織の連絡・調整などは、市役所内の環境施策を管理する部署である「環境管理事務局（市民課生活環境係）」が行います。
<b>●東御市環境管理事務局の役割</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・市民・事業者の意識調査、各種環境調査、市の取組みに対する進行状況調査の実施</li><li>・各主体の取組みの点検・評価結果を年次報告としてとりまとめ、各組織へ報告</li><li>・年次報告の公表</li></ul>

## 2. 進行管理のしくみ

### 2-1 進行管理の考え方

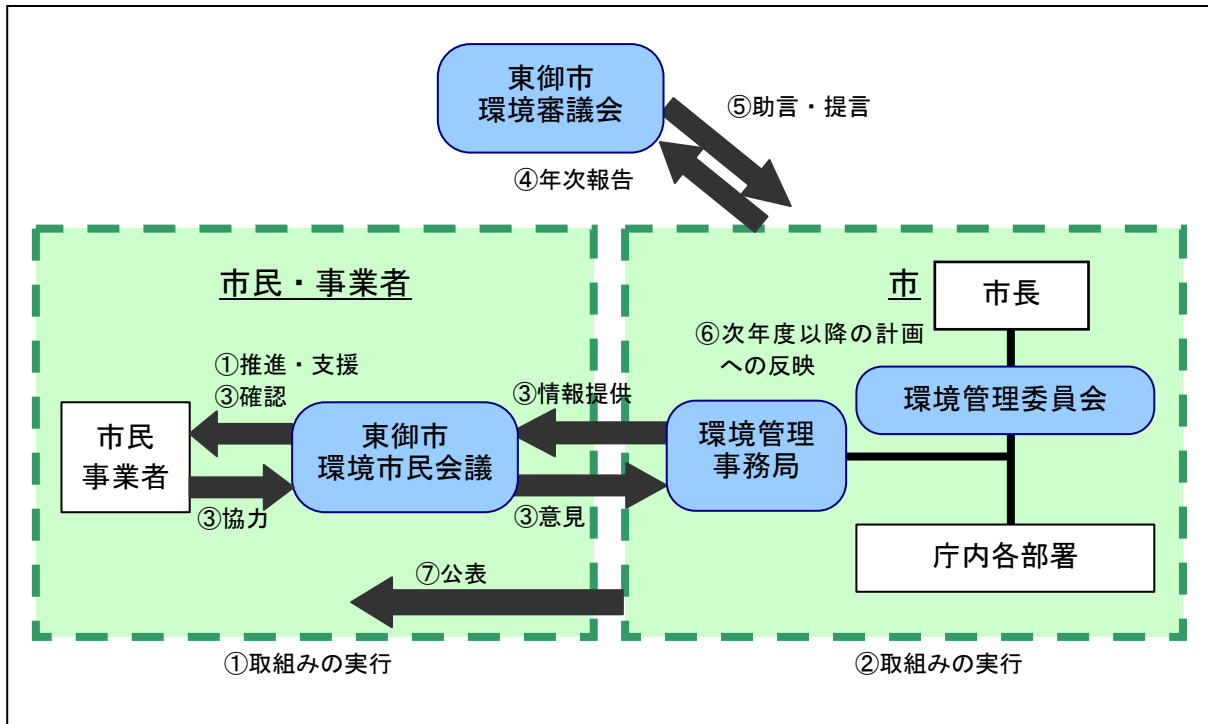
本計画の進行管理は、東御市役所が導入している環境マネジメントシステムの[PLAN・計画]→[DO・実行]→[CHECK・点検評価]→[ACT・見直し]のPDCAサイクルの考え方に基づき、既存のシステムによって進行管理を実施します。進行管理にあたっては、本計画に示した基本目標の環境指標を踏まえて、また、順次、個々の取組みの活動指標を設定し、計画の実施状況や成果を点検・評価していきます。



### 2-2 進行管理の手順

①市民・事業者が取組みを実行	「東御市環境市民会議（仮称）」の推進により、市民・事業者が取組みを実行します。
②市が取組みを実行	環境管理のしくみ（環境マネジメントシステムなど）を用いて、市が取組みを実行します。
③各主体の取組み状況などの確認	「東御市環境市民会議（仮称）」は、各主体の取組み状況などを確認し、さらに見直しを検討したうえ、市に報告します。
④年次報告の作成	市は、各種環境調査などの結果や「東御市環境市民会議（仮称）」の意見をふまえ、計画の進捗状況と各主体の取組みの点検・評価結果を年次報告としてとりまとめ、「東御市環境審議会（既存）」に報告します。
⑤計画の評価	「東御市環境審議会（既存）」は、計画全体の評価・見直しなどの事項に関して審議し、市長への助言を行います。
⑥次年度以降の計画への反映	市は、環境審議会の結果を受け、次年度以降の計画へ反映させていきます。
⑦公表	市は、年次報告及び次年度以降の計画を、市民・事業者へ広く公表していきます。

～進行管理の手順～



## Ⅷ 市民・事業者の環境配慮指針

### 1. 市民・事業者の環境配慮指針

東御市の望ましい環境像『「水と緑と人の和」をはぐくみ、未来へ伝える さわやかとうみ』を達成するためには、一人ひとりが環境に対して高い意識を持ち、普段の生活から環境に配慮した行動をこころがけることが必要です。

ここでは、市の環境施策の体系にこだわらず、市民、事業者それぞれが、普段の生活や事業活動の中で具体的に配慮すべきことを例示します。

### 2. 日常生活での環境配慮行動

【データ出典：(財)省エネルギーセンター】

①家にいるとき	
家で電気・ガス・灯油・水道などを使う際は、次のことに気をつけましょう。	
部屋では…	
電気・ガス・ 灯油の節約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不要な照明は消しましょう。</li> <li>● 電気やテレビを点けっ放しにしないよう気をつけましょう。</li> <li>● テレビなど家電製品は主電源で ON/OFF し、待機時消費電力を減らしましょう。</li> <li>● 冷暖房の設定温度は控えめにしましょう。</li> <li>● 夏場は、緑のカーテンやよしずなどを利用して涼しくしましょう。</li> <li>● コタツのふとんやこたつ敷は、厚手のものを使いましょう。</li> <li>● できるだけ家族の団らんを！（空いた部屋の照明や冷暖房は切る。）</li> <li>● エアコンやファンヒーターのフィルターは、こまめに掃除しましょう。</li> <li>● 電球交換の時は、電球型蛍光灯や LED 電球に切り替えましょう。</li> <li>● 掃除機の集じん袋やフィルターをこまめに掃除しましょう。</li> </ul>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">                     冷暖房の設定温度を 1℃調節すると…                      ※エアコン (2.2kw) で夏 27℃→28℃、冬 21℃→20℃                      に調節し、1日9時間使用の場合                 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 100px;">                     電気 83.32kw/年の省エネ                      →約 1,840 円節約                      →CO<sub>2</sub>削減量…31.1kg                 </div>	
台所では…	
電気・ガス・ 灯油の節約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 炊飯器でご飯を保温するときは、4時間までを目安にしましょう。</li> <li>● 冷蔵庫の壁には何も貼らないようにしましょう。</li> <li>● 食器洗いときは、給湯温度を低くしましょう。</li> <li>● ガスコンロの炎は、なべ底からはみ出さないようにしましょう。</li> <li>● お湯を沸かすときは、必要以上に沸騰させないようにしましょう。</li> </ul>
水の節約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食器や調理器具は、つけ置き洗いしましょう。</li> <li>● 食器洗い機を使用して、節水に努めましょう。</li> </ul>
河川等の汚れ を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食器の汚れは、洗う前に、ヘラやぼろ布で拭き取りましょう。水の節約にもなります。</li> <li>● 合成洗剤の使用はできるだけ控えましょう。</li> <li>● 食用油は使い切るようにし、廃油は流さないようにしましょう。</li> <li>● 米のとぎ汁を下水に流さず、野菜のあく抜き、食器の油とりなどに利用しましょう。</li> </ul>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">                     食器を洗う時に、給湯器の設定温度を 40℃→38℃に                      すると…                      ※65ℓ/回の水道水 (20℃) で毎日 2 回手洗いした場合                 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 100px;">                     ガス 8.80 m<sup>3</sup>/年の省エネ                      →CO<sub>2</sub>削減量…20.0kg                      →約 1,380 円節約                 </div>	

お風呂や洗面所では…	
電気・ガス・灯油の節約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お風呂には家族が続けて入るようにし、追い焚きを減らしましょう。</li> <li>●便座暖房は温度設定を低めにして、寒い季節だけ使いましょう。</li> </ul>
水の節約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歯磨きや洗顔、シャワーの際には、水の流し放しに注意しましょう。</li> <li>●なるべく風呂に入るようにし、シャワーを使用するときは、短時間で使用しましょう。</li> <li>●風呂水の取替えは汚れ具合を見て、できるだけ回数を少なくしましょう。</li> <li>●洗濯物はまとめ洗いを。洗濯にはお風呂の残り湯を利用しましょう。</li> </ul>
<p>毎日 1 分間、シャワーの時間を短くすると…</p> <p>※45℃のお湯を毎分 12ℓで使う場合</p>	<p>ガス 12.78 m<sup>3</sup>/年・水道 4.38 m<sup>3</sup>/年の省エネ</p> <p>→CO<sub>2</sub>削減量…29.1kg</p> <p>→約 3,000 円節約</p>

庭では…	
水の節約	●雨水貯留槽を設置するなど雨水を溜め、植木への水まきや洗車などに利用しましょう。
河川や土の汚れを防ぐ	●家庭用の灯油タンクからポリタンクへ小分けするときは、目を離さず、コックの閉め忘れに注意しましょう。

**②買い物や外出するとき**  
**買い物などで外に出かけるときは、次のことに気をつけましょう。**

出かけるときは…	
燃料の節約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご近所へは、徒歩や自転車で出かけましょう。</li> <li>●自動車利用を控え、できるだけ公共交通機関を利用しましょう。</li> <li>●自動車を運転するときは、エコドライブを心がけましょう。</li> </ul>
資源の節約	●マイバッグを持ち歩き、レジ袋はもらわないようにしましょう。
エコドライブ 10 のすすめ	
①ふんわりアクセル「eスタート」。0→20km/h まで 5 秒を目安にゆっくり発進すると…	ガソリン 83.57ℓ/年の省エネ →CO <sub>2</sub> 削減量…194.0kg
②車間距離に余裕をもって、加減速の少ない運転をすると…	ガソリン 29.29ℓ/年の省エネ →CO <sub>2</sub> 削減量…68.0kg
③5 秒以上の停止にアイドリングストップ… ※走行 30km ごとに通算 4 分間停止した場合	ガソリン 29.29ℓ/年の省エネ →CO <sub>2</sub> 削減量…68.0kg
④減速は早めにアクセルオフ ⑤タイヤの空気圧をチェック ⑥不要な荷物は積まない ⑦冷房は控えめに ⑧暖気運転は適切に ⑨交通情報をチェック ⑩違法駐車はしない	

お店では…	
資源の節約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●買う前に本当に必要か考えてから購入しましょう。</li> <li>●ごみが出ない商品を買きましょう。</li> <li>●トレイなどの容器や包装紙のない商品を購入しましょう。</li> <li>●ばら売りや量り売りを利用し、必要な分だけ購入しましょう。</li> <li>●洗剤、調味料などは詰め替え可能な商品を選びましょう。</li> <li>●ビールは、できるだけ瓶で買きましょう。</li> <li>●エコマークなどがついたグリーン製品を選びましょう。</li> <li>●贈答品でも可能な限り簡易包装にしましょう。</li> </ul>



<b>③ごみを処理するとき</b> ごみを捨てるときは、次のことに気をつけましょう。	
ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生ごみは水を切ってから出しましょう。</li> <li>●エコクッキングに努め、生ごみを少なくしましょう。</li> </ul>
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●活性水を使用し、生ごみを減らしましょう。</li> <li>●コンポストを利用しましょう。</li> <li>●生ごみ処理機を使用しましょう。</li> </ul>

<b>④誰もが気持ちよく生活するために</b> 市民のマナー・モラルとして、普段から次のことに気をつけましょう。	
自然環境へのマナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●野生動植物や昆虫をむやみに採取したり、他所から持ち込んだりしないようにしましょう。</li> <li>●ごみはきちんと持ち帰りましょう。</li> </ul>
騒音・悪臭などのマナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他人に迷惑のかかる行為はやめましょう。</li> <li>●ごみなどのポイ捨ては絶対にやめましょう。</li> <li>●住宅付近での野焼きは近所迷惑にならないよう気をつけましょう。</li> <li>●近所迷惑となるような騒音に気をつけましょう。(エンジン音、音楽、カラオケ、ペットの鳴き声、大声での会話など)</li> </ul>
ペットを飼うときのマナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ペットのふんは、飼い主が責任を持って始末しましょう。</li> <li>●犬の放し飼いをしないようにしましょう。</li> <li>●放し飼いの猫は、繁殖しないよう適切な去勢・不妊を行いましょう。</li> <li>●ペットを飼う場合は、愛情を持って最後まで面倒をみましょ。</li> <li>●犬の鳴き声に気を付け、適切なしつけを行いましょう。</li> </ul>
地域でのマナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の文化財の保全と伝統文化の継承に努めましょう。</li> <li>●家の周りや空き地の雑草の刈り取りやごみの散乱防止に努めましょう。(自分の土地は、他人に迷惑をかけないよう自分で責任を持って管理しましょう。)</li> </ul>

<b>東御市環境をよくする条例（平成16年4月1日 条例第125号）抜粋</b> (市民の義務)	
第40条 市民は、次に掲げる事項を遵守し、生活環境の保全に努めるものとする。	
(1) ばい煙、粉じん及び悪臭を発生するおそれのある物質を燃焼させ、又は放出しないこと。	
(2) 公共用水域及び市指定の場所以外の土地に廃棄物を捨て、若しくは放置する等の美観を損ねる行為又は不衛生な行為をしないこと。	
(3) 公共施設を大切に使用し、常に環境の美化に努めること。	
(4) 空き地及び農地を有する土地所有者又は管理者は、その土地に空き缶等のごみが捨てられないよう清掃その他必要な措置を講ずるとともに、病害虫の発生防止、火災防止のための草刈り等の適切な管理をすること。	
(5) 建築物等の建設又は構造物の設置等により、電波障害を生ずることのないようにすること。	
(6) 商業宣伝を目的とした拡声機の使用時間は、午前9時から午後7時までとすること。	
(7) 害鳥用爆音器、楽器の使用等により、みだりに騒音を発生させる行為をしないこと。なお、害鳥用爆音器の使用時間は、午前5時から午後7時までとし、住宅からおおむね100メートル以内では使用しないこと。	
(8) 犬、猫等を所有し、飼育し、又は管理する者は、ふん害を防止する等の適切な管理又は飼育に努めること。	
(9) みだりに動物又は植物の採取をしないこと。	

### 3. 事業活動で心がける環境配慮行動

①オフィスにいるとき オフィスでエネルギー（電気・ガス・水道）を使う際は、次のことに気をつけましょう。	
電気・ガスの節約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用していない時の電気器具などはスイッチを切りましょう。</li> <li>●軽装や重ね着など、温度調節の工夫をしながら冷暖房の適温励行に努めましょう。</li> <li>●繁忙期や閑散期に適したエネルギー消費を心がけましょう。</li> <li>●エネルギーの効率的な使用に努めるため、残業はできるだけしないよう心がけましょう。</li> </ul>
水の節約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雨水などを貯めて、雑用水に利用しましょう。</li> <li>●地下水の取水制限を行いましょ。</li> </ul>

②車をつかうとき 事業活動で車を使用する際は、次のことに気をつけましょう。	
燃料の節約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●時差出勤により交通量削減に協力しましょう。</li> <li>●車は、交通渋滞の時間を避けて使用しましょう。</li> <li>●車を運転する際は、アイドリングストップをはじめ、エコドライブを励行しましょう。</li> <li>●共同輸配送により運送に関わる環境負荷を低減しましょう。</li> </ul>

③物品などを購入するとき 事業所で物品などを購入する際は、次のことに気をつけましょう	
燃料の節約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グリーン購入を心がけましょう。</li> <li>●電化製品を購入するときは、省エネルギー効果の高い製品を購入しましょう。</li> <li>●低公害車の導入を心がけましょう。</li> </ul>

④ものを廃棄するとき 事業所でものを廃棄する際は、次のことに気をつけましょう	
ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物は適正に処理しましょう。</li> <li>●ダイオキシンの発生を抑えるため、ごみの焼却は止めましょう。</li> </ul>
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●できるものは、可能な限り再資源化しましょう。</li> <li>●再資源化が可能な建設副産物は有効利用しましょう。</li> </ul>

⑤工場などを建設、改築するとき 事業所で工場など建物の建設や設備改修する際は、次のことに気をつけましょう。	
汚染の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>●騒音・悪臭・水質汚染などに配慮した設備の設置を行いましょ。</li> <li>●公共下水道などへの早期接続に努めましょ。</li> </ul>
省エネ型建物への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>●太陽光発電システムやコージェネレーションシステムなどの導入を検討しましょ。</li> <li>●ESCO 事業などで建物の省エネルギー診断を受けましょ。</li> <li>●節水型機器を導入しましょ。</li> <li>●敷地内の緑化に努めましょ。</li> </ul>

<b>⑥製品を開発・製造するとき</b> 製品を開発・製造する際は、次のことに気をつけましょう。	
ごみの減量・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●製品の梱包に際しては、簡易包装又はリサイクルしやすい梱包材を使用しましょう。</li> <li>●リサイクルが容易な素材を使用した製品を開発・製造しましょう。</li> <li>●ごみになる量が少ない製品を開発・製造しましょう。</li> <li>●使用済みとなった製品や容器などの回収を行いましょう。</li> </ul>
有害物質への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有害物質の使用を削減しましょう。</li> <li>●フロンの使用を抑制又は廃止しましょう。</li> </ul>

<b>⑦近隣地域に対して心がけること</b> 事業活動の中では近隣地域に配慮し、普段から次のことを心がけましょう。	
公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●定期的に騒音・悪臭・水質汚染・土壌汚染などの状況を調査しましょう。</li> <li>●浄化槽の定期的な点検を行いましょう。</li> <li>●法律や条例・地域との協定など、法の遵守を徹底しましょう。</li> </ul>
環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所内で、環境に関する学習会などを開催しましょう。</li> <li>●社員に事業活動に関係する環境保全の知識や情報などを伝達しましょう。</li> </ul>
地域活動への参加・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●定期的に事業所内及び周辺の清掃活動を行いましょう。</li> <li>●地域での美化活動や環境保全活動に参加・協力しましょう。</li> <li>●社員のボランティア活動（地域で行われている環境保全活動への参加など）を支援しましょう。</li> <li>●環境保全のための基金に協力しましょう。</li> </ul>
地域住民との協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地元住民との公害防止に関する協定などのルールづくりを進めましょう。</li> <li>●地元住民からの環境に関する苦情などについては、迅速に対応しましょう。</li> <li>●事業所内外の緑化に努めましょう。</li> </ul>

《用語解説》

あ行	
アイドリングストップ	車を駐停車している時に、エンジンのかけっぱなし（アイドリング）をできるだけやめようとする行動です。大気汚染や騒音・悪臭の防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制することができます。アイドリングストップ機構を搭載した車種が増えています。
アメリカシロヒトリ	北アメリカ原産の帰化昆虫でガの一種。年2回（5～7月と8～9月）発生し、幼虫は、サクラやヤナギ、クルミなど100種以上の樹木を食害します。大発生すると樹木を丸坊主にすることから、駆除が必要とされています。
アレチウリ	北アメリカ原産の帰化植物。ウリ科の一年草で、河川や土手などに繁茂しています。繁殖力が非常に強く、他の植物に覆いかぶさって成長し、枯死させてしまうことから、駆除が必要とされています。外来生物法の特定外来生物に指定されています。
エコクッキング	エネルギーを使わない、水を汚さないよう工夫する、ごみを出さないなど環境に配慮して料理をすることです。
エコドライブ	自動車を運転するときに、燃料消費量をできるだけ抑える運転をすることです。
エコマーク	環境への負荷が少ない、又は環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマークです。（財）日本環境協会が認定を行っている環境ラベル制度で、消費者が環境に配慮した商品を選択するときの基準となるように作られています。
オオブタクサ	北アメリカ原産の帰化植物。キク科の一年草で、河川敷や畑地、荒地などに生育します。在来種と競合して駆逐する恐れがあり、除去が必要とされています。また、花粉症の原因植物としても問題視されています。外来生物法の要注意外来生物として指定されています。
オゾン層の破壊	オゾン層は、成層圏のオゾン濃度が高い大気層のことで、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して地球上の生物を守っていますが、近年、フロンなどの人工化学物質によって破壊され、減少しています。オゾン層が減少すると、紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念されています。
温室効果ガス	太陽からの日射は透過して、地表面から放射される熱は吸収する、大気の温度を暖める働きを持つガスで、増えすぎると大気の温度が上昇し、地球温暖化の要因となります。主な温室効果ガスには、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種があります。

か行	
学校版ISO	学校が環境活動を推進するための「しくみ」です。国際基準等ではなく、学校の特性をふまえて、市区町村が独自で取組内容を策定しています。
活性水	下水道汚泥を微生物で分解してできる半透明の液体です。このなかに含まれる微生物のはたらきで、生ごみの分解、脱臭、土の活性化などに効果があるとされます。
環境基準	大気の大気汚染、水質の水質汚濁、土壌の汚染および騒音に関わる環境上の条件について、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基本法に定められた行政目標値です。
環境マネジメントシステム	事業組織が環境負荷低減のための管理のしくみです。組織のトップが方針を定めて、個々の部門が計画（PLAN）をたてて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Act）を行うしくみで、このPDCAサイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図るシステムになっています。
かん養	森林の土壌が雨水をためることで、地表から雨水が川へ流れ込む量を一定にし、川の流量を安定させて洪水を緩和することです。また、雨水の地下浸透によって、地下水の量が増えると共に、水質を浄化させる機能も持っています。
気候変動枠組条約	地球温暖化防止に関する取組みを国際的に協調して行っていくための条約で、1992年（平成4年）に採択され、1994年（平成6年）3月に発効しました。気候に対して危険な影響を及ぼさない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化することを目的としています。
京都議定書	気候変動枠組条約の発効後、締約国会議（COP）で議論を重ねた結果、1997年12月に京都で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採決された議定書のことです。先進国の温室効果ガス削減目標が定められ、各国が2008年から2012年までにその削減目標を実現する責任を負うことを確認しました。2005年2月に発効され、日本は1990年基準で6%削減することが義務付けられています。

グリーン購入	商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入することです。2001年には国等によるグリーン調達促進を定める「グリーン購入法」が制定されています。
グリーンツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、都市住民が、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型や訪問型の余暇活動の総称です。都市と農山漁村の交流を求める動きを背景として、農林水産省主導で進められています。
コージェネレーションシステム	1つのエネルギーから2つ以上のエネルギーを発生させることから、「co(共同) エネルギーをgeneration(発生)」させる省エネルギーシステムのことです。ガスエンジンやディーゼルエンジン、ガスタービンといった原動機で発電し、その排熱を冷暖房や給湯、蒸気などに利用するシステムと、水素と酸素を化学反応させて発電し、排熱を利用する燃料電池があります。
コンポスト	本来、古くからあった廃棄物処理方法のことで、農業系廃棄物や家畜糞尿などに空気を通気させ、微生物の力で分解して再び自然のサイクルに還元することが世界各地で行われていましたが、現在は、主に家庭の生ごみなどの有機性廃棄物を堆肥化するシステムとして普及しています。

さ行	
3R(さんアール)	循環型社会を形成していくためのキーワードです。「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再資源化)」の頭文字を取って呼ばれます。3Rに「リフューズ(Refuse=ごみになるものを買わない)」を加えて「4R」、さらに「リペア(Repair=修理して使う)」を加えて「5R」と呼ぶ場合もあります。
下草刈り	植栽した造林木の生育の支障となる草本、灌木、萌芽、ササ類、シダ類などを刈り払うことを言います。日本では、夏のこれら植生の繁殖が旺盛なことから、造林木がこれら植生の上に出るまでの間(植栽後6~8年間)毎年実施することが必要となっています。
循環型社会	天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のことです。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義されています。
新エネルギー	石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、自然の力を利用したり、捨てていたエネルギーを有効に使う地球にやさしいエネルギーです。太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化、バイオマスや雪や氷を活用する「雪氷冷熱」等の新しい利用形態のエネルギーが含まれます。
スローフード運動	「消えつつある郷土料理や質の高い小生産の食品を守る」「質の高い素材を提供してくれる小生産者を守る」「子供たちを含めた消費者全体に、味の教育を進める」を基本に、食文化を守る運動です。
生物多様性	地球上には多種多様な生物が存在し、その生育環境も様々であることをいいます。生態系は多様な生物が息するほど健全で安定しており、人類はそこから大きな恩恵を受けています。生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が1992年(平成4年)に採択され、翌年12月に発効しました。
絶滅危惧種	乱獲、密猟(漁)、環境破壊、生態系の破壊、異常気象など、さまざまな理由によって絶滅のおそれが高い野生生物の種(しゅ)のことです。国際自然保護連合(IUCN)のレッドリスト・レッドデータブックや、これに準拠した環境省のレッドリスト・レッドデータブックによって指定されています。

た行	
地球温暖化	人間の活動の拡大によって、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )などの温室効果ガスの濃度が上がり、地球表面の温度が上昇することです。近年、地球規模での気温上昇(温暖化)が進み、海面上昇、旱魃などの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。

な行	
ニセアカシア	北アメリカ原産の帰化植物で、分類上の和名はハリエンジュ。マメ科の樹木で、荒廃地の緑化や街路樹として広く利用されてきました。生長が速く繁殖力が旺盛なため、周辺の植生を駆逐する恐れがあり、状況によっては除去が必要とされますが、一方で、蜜源としての有用性も持っています。外来生物法の要注意外来生物として指定されています。

は行	
バイオディーゼル燃料 (BDF)	菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの植物油（廃食用油）を原油として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーのひとつです。二酸化炭素の排出を削減し、廃棄物リサイクルをする環境に優しいエネルギーです。
バイオマスエネルギー	間伐材・稲わら・家畜のふん尿・菜種・生ごみなどの有機物から、酸化・燃焼などの化学反応を介して利用されるエネルギーです。
ハイブリッド自動車	エンジンとモータの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車です。

ま行	
松くい虫被害	マツノマダラカミキリという昆虫によって運ばれたマツノザイセンチュウ（病原体）が松の材内に侵入して松を枯らす伝染病のことで、「マツ材線虫病」と呼ばれます。輸入木材によって運ばれてきた外来の病気で日本のマツには本来この病気に対する抵抗性がないことから、被害が急激に拡大しています。

や行	
有害帰化動植物	外国原産の動植物で日本に侵入し野生状態になっているものを「帰化動植物」といい、その中で、本来の自然環境等に有害なものを指します。「外来生物法」では、輸入や移動、飼養、栽培等を規制するものを「特定外来生物」、規制はないが適切な管理を求めるものを「要注意外来生物」に指定しています。 ≪東御市内で自生が確認されているもの≫ 特定外来生物 …アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオクチバス（ブラックバス）、コクチバス（ブルーギル） 要注意外来生物…オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、ニセアカシア（ハリエンジュ） など

A～Z	
BOD（生物化学的酸素要求量）	水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示します。
ESCO（エスコ）事業	省エネ診断など、工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供して、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、その効果を保証する事業のことで、経費はその顧客の省エネルギー効果の一部から受取ることになっています。
ISO14001、ISO9001	スイスに本部を置く国際標準化機構（ISO: International Organization for Standardization）が定めた国際統一規格です。ISO14001は組織が環境に配慮した活動を推進するしくみ（環境マネジメントシステム）の規格、ISO9001は品質向上を図るための管理のしくみ（品質マネジメントシステム）の規格であり、認証登録制度を持っています。
Kid's ISO（キッズアイエスオー）	NPO法人 国際芸術技術協力機構（アーテック）が、日本と世界各国に対して展開している子ども向けの環境マネジメントプログラムで、児童・生徒用の環境学習教材です。入門編、初級編、中級編、上級編と4段階で環境問題に取組み、初級編、中級編、上級編で取組んだ子供達は国際認定証が授与されます。
NO <sub>2</sub> （二酸化窒素）	石油や石炭等の燃料の燃焼によって発生する窒素の酸化物で、代表的な大気汚染物質です。呼吸器系の疾患の原因となっています。
NPO（エヌピーオー）	Nonprofit Organizationの略で、民間の非営利組織です。組織としての意志決定のシステムが明文化されていること、民間であること、利益分配をしないこと、自己統制的であること、自発的であることの5つの条件を満たすことがNPOの一般的条件になります。
SS（浮遊物質）	水中に漂う、直径2mm以下の水に溶けない細かな物質の量のことで、数値が大きいほど水の濁り具合が強くなります。

# とうみ<sup>エコ</sup>環境プラン

## 【東御環境基本計画（後期計画）】

発行日 平成 23 年 3 月  
発行 東御市 長野県東御市県 281-2  
TEL : 0268-62-1111 (代) / FAX : 0268-63-6908  
URL : <http://www.city.tomi.nagano.jp/>  
編集 東御市市民生活部市民課  
e-mail : [shimin@city.tomi.nagano.jp](mailto:shimin@city.tomi.nagano.jp)